
平成23年第5回大和町議会定例会会議録

平成23年9月8日（木曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	瀬 戸 啓 一 君
副 町 長	千 坂 正 志 君	産業振興課長	庄 司 正 巳 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	都市建設課長	高 橋 久 君
代表監査委員	三 浦 春 喜 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
総まちづく務り課長	千 葉 恵 右 君	会計管理者兼 会 計 課 長	八 島 時 彦 君
財 政 課 長	八 島 勇 幸 君	教育総務課長	織 田 誠 二 君
税 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	生涯学習課長	森 茂 君
町 民 課 長	内 海 賢 一 君	総まちづく務り 対 策 官	石 垣 敏 行 君
環 境 生 活 課 長	菅 原 敏 彦 君	産 業 振 興 課 企 業 誘 致 官	浅 井 茂 君

事務局出席者

議会事務局 長	浅 野 喜 高	主 幹	曾 根 秀 子
班 長	瀬 戸 正 志		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、おはようございます。

少し時間早いのでありますが、おそろいですから、ただいから本会議を再開いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、16番桜井辰太郎君及び17番大崎勝治君を指名します。

日程第2「議案第46号 大和町税条例の一部を改正する条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、議案第46号 大和町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、質疑に入ります。質疑ありませんか。9番馬場久雄君

9 番 (馬場久雄君)

この間、説明いただいたのですが、この過料3万円以下であったものを、今回一挙に3倍を超えるとどうか、そういった10万円以下と設定しているのですが、これの設定根拠といいますか、そういったものをもうちょっと詳しく説明いただきたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

税務課長伊藤眞也君。

税務課長（伊藤眞也君）

過料の設定ということでございますが、この過料につきましては、23年度の地方税制改正の中に含まれていた1項目でございます。それで、その中身をちょっと見ますと、故意を持って申告書を提出せず税を免れる行為というもので、そういう場合の国税もあわせて過料の、今回の改正の見直しをしたというものでございまして、ただその3万円を10万円と、その詳しい内容まではこちらでつかんでおりませんでしたので、ただ国税の過料の方の見直しとあわせまして23年度の地方税制改正、その中で地方税制調査会ですか、その中でいろいろ議論されましてこういう形で申告書を提出しない場合の過料の扱いを税制改正の中に盛り込んだと。ただ、申しわけございません、その額の設定については、こちらでちょっと、今、わからないところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

9 番馬場久雄君

9 番 （馬場久雄君）

説明ありましたように、一応これは刑法の適応なのだと思うのです、この過ち料といいますのは。一応、行政上の義務といいますか、そういったものを強制するという一つの手段なのだろうと思います。ただ、こういった一挙に10万円という、執行罰というものを設けるということに、ちょっと疑問な点もあったものですから聞いたのですが、ちなみに過去3万円以下の過料というものを徴収したり、そういった件数というのは大和町としてどのぐらいあったのですか。

議 長 （大須賀 啓君）

税務課長伊藤眞也君。

税務課長（伊藤眞也君）

現在までその過料を課したことがあるかというケースということでございますが、私に来て、去年からなのですが、去年からのやつはもちろんご

ございません。その前についても、この過料を課したという例は聞いたことがございませんので、多分ないのではないかと思います。

ただいま馬場議員から質問ありました過料につきましては、先ほど刑事罰ではないという話でございますが、そのとおりでございまして、過料は行政罰といいますか、行政上過失あった場合に行政上の罰則ということで過ち料と形の過料を課することができるかと税法の中で決められておりました、それに合わせた条例の改正ということでございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。11番鷓橋浩之君。

11番 （鷓橋浩之君）

この第7条ですか、金額を全額に直すとか、それから説明であったのですが、脱落していた部分を加えたとか、字句の修正等々も今回精査をして入れたということなのですが、これ、例えば7条ですと「税率によって金額を直ちに徴収する」という前の条文が、今度は「全額を」となったわけなのです。これ、どういうふうに理解すればいいのか、一つ。

それから脱落していたという説明等々もあったのですが、あわせてご説明いただきたい。

議長 （大須賀 啓君）

税務課長伊藤眞也君。

税務課長（伊藤眞也君）

第7条の、まず「金額」を「全額」という訂正でございますが、これにつきましては課税漏れ等に係る徴税の取り扱いということでございまして、課税漏れがあった場合は、計算して出た額を、その全額を納めるという形になってございます。税法上ですね。それが、こちらの、今回税条例、1条ずつ基本的な条例がございまして、それにあわせまして見直しをかけました。それで、今言った7条につきましては、「金額」となっておりますが、正しくは「全額」が正しいということで、この基本的な条例と、

あと隣接の町村の条例、それらを見まして、あと引用条項も古いままで脱落と今言いましたが、引用条項等は地方税法等からの引用条項が結構入っております。それが見ましたら、一部が例えば地方税法の第何条を引用するという条項あるのですが、その部分が私らの方は条文で抜けていたのがあったということで、それらをすべて見直しまして、今回このような形で直させていただいたということでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

11番 鷗橋浩之君。

1 1 番 （鷗橋浩之君）

そうすると、例えばこの第7条については、単純なる、何と言いますかミスというような、そのままミスが通ってきたと理解をしていいわけでございますか。これ、そうすると、いつごろからこういうミスになっておったものか。そして、この条項を運用されたケースというものは、今までなかったのですか。あわせて、ひとつご回答いただきます。

議 長 （大須賀 啓君）

税務課長伊藤眞也君。

税務課長（伊藤眞也君）

今のご指摘でございますが、ちょっとこちらでいつごろというものを調べました。ところが、この税法の改正は毎年必ず1回、あと中には2回等があります。それで、その経過を追うのが大変難しいところがございまして、その経過につきましてはちょっと追い切れなかったというところでございます。

あと、その「金額」を「全額」ということでございますが、この基本的な条例、あとは隣接の町村の条例等を見まして間違いなこれは「全額」が正しいということで、正しいものに今回直させていただく。

あと、これを適用した例があるかということでございますが、私の知っている限りでは例はございません。

議長（大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第47号 大和町都市計画税条例の一部を改正する 条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、議案第47号 大和町都市計画税条例の一部を改正する条例を
議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入
ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第48号 平成23年度大和町一般会計補正予算 (第5号)」

議長 （大須賀 啓君）

日程第4、議案第48号 平成23年度大和町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。8番堀籠日出子さん。

8番 （堀籠日出子君）

おはようございます。

それでは、3点お尋ねいたします。

まず、1点目は7ページ、無線放送施設管理費。委託料で、説明では升沢の移転、防災無線、升沢の移転だというご説明だったのですが、この移転につきましては移転する本数と、それから移転先をお尋ねしたいと思います。

それから、14ページ、道路維持費で13の委託料。除雪の業務委託でありますけれども、この除雪業務にいたしましては、業者によって毎年作業するのに上手に作業と苦情の来る業者がいるのですけれども、これ委託するときの指導はどのようになさっているのかお尋ねいたします。

それから、15ページの災害対策費。説明では、多分、説明では非常食の購入だと思うのですけれども、これは何食分を購入されるのか、そして今回の情報での避難所での生活用品足りなかった分とか、あと在宅を通しての生活用品の足りなかった分、何が一番足りなかったのかお尋ねいたします。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

まず、1点目の無線放送の委託料関係でございます。

移転先についてお尋ねでございます。

まず、移転後の予定を、今、考えておるものにつきましては、現在、使用をしていないという状況にあります升沢の2カ所、それから種沢1カ所、

嘉太神 1カ所の合計 4カ所を考えてございます。これにつきましては、既にその地区が移転をされておりますが、なお王城寺原演習所の方で演習があった場合に、緊急事態等放送する必要がありますので、県道沿いについてそのまま残すという考えを持ってございます。

それから、移転先でございますが、移転先につきましては、現在空白地域となっております吉田の三峰地区、それから新しく団地として住宅がふえております吉岡南第二地区、それから同じく杜の丘地区、そして北部工業団地の松坂平地区ということで、4カ所を現在検討してございます。これにつきましては、いろいろ設置の場所、それから聞こえる範囲の設定、そういったものをいろいろ検討しながら、その場所を特定をしていきたいと考えてございます。

それから、お尋ねの 3点目でございますが、災害対策費関係でございませぬ。

非常用の食料ということで、アルファ化米を購入する予定で、現在考えてございます。アルファ化米の食数でございませぬが、今、考えておりますのは 2,500食でございませぬ。これにつきましては、各防災倉庫がございませぬので、今回大震災で使用いたしました食料の補てんを図りたいと考えてございます。

また、今回の地震によりましていろいろ生活用品等が必要になったものが具体的に見えてまいりました。特に、トイレ関係のそういった施設関係、あるいは冬場でありますと毛布あるいは暖房機器、それから発電機等でございます。そういったものを基本にしまして、今、リストアップしながら必要なものを補てんをするということで、それぞれの避難所、それから防災の備蓄倉庫にリストアップをかけて、不足のものを補てんをしていきたいと考えてございます。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

除雪に関するお尋ねでございまして、作業に当たる業者への指導ということでございます。毎年業者の方に除雪について、10センチの積雪があっ

た場合は除雪をしていただく契約として行っておるところでございます、その際に、当然のことではありますが事故には十分注意して除雪に当たっていただくということと、それから迅速にかつ丁寧にやっていただくことをお話をしておるところであります。特に、門口何かには注意して雪の塊がないような形でやっていただくという形で。そのオペレーターによって技術的な面、能力的な面も多少の差があり、上手な人がいればそうでない方もいらっしゃるようでもありますけれども、そういった面でも丁寧にやっていただくように指導しているところでございます。

議長 （大須賀 啓君）

8 番堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

それでは、防災無線についてお尋ねいたします。

防災無線につきましては、無人になったところがありましたので、あそこから移転するのが、大変今回の事業では進むことなのかなと思っております。

なお三峰地区は、以前は升沢でそういう防災的なことは情報は重々入っていたのですけれども、三峰の方に移転されてから防災無線が全然聞こえてこないということで、大分苦情がありまして何度か担当課の方にもお話に行った経過がありました。そんな中で、今回のことで三峰の方にも防災無線が設置されるということで、それは大変よろしいと思うのですけれども、この防災無線設置するときには、当然業者の方とかいろいろ聞こえるとか聞こえないとか、向きによってもいろいろ調整しなくてはならないと思うのですけれども、この設置するときには地域の方々の設置場所とかそういうことも考慮入れた中でも設置される計画なのでしょうか。

それから、除雪の委託の方なのですけれども、朝早く除雪していただくのは結構なのですけれども、とにかくかえって除雪していただいたためにタイヤがとられたり、あとすれ違われなくなってかえってひどいという苦情がたびたび入ってくるものですから、その業者も毎回同じ業者の方の苦情が出てくるものですから、やはりそういう苦情が多分当然担当課の方にも入って来ると思うのですけれども、そういう苦情の来ている路線とか、

そういうの調べていただきまして、特に業者の方には強くご指導いただきたいと思っております。

それから、非常食の件なのですけれども、やはりいろいろ不足した分は今回の件で大分わかっていただいたと思うのですけれども、特に足りないのは今回も吉田の避難所でも足りなかった分が大人用のおむつ、それから子供用のおむつ、それからミルク等々が地域の方々に声がけして、そして皆さんに協力して足りないところに配布したという経過があります。やはり避難になった場合は、お風呂等も使えなくなりますので、やはり衛生面につきましては大分神経を使わなくてはいけないと思いますので、こういう紙おむつ、それからミルク等々はぜひ準備していただきたいと思うのですけれども、やはり防災倉庫の中にはこれは加える計画はおありなのでしょうか。お願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

防災無線につきましては、今般、まずどういう形でどの場所に設置したらいいかということで、検討するというところで、設計料計上させていただいておるところでございます。

今回の震災によりまして、多くの方から防災無線が非常に聞きづらかったというお話を聞いてございます。これにつきましては、一つは無線のところに抱えておりますバッテリーの電気が切れてしまったという状況がありまして、また、通常よりもはるかに多い回数で放送を流したということで、通常よりも早くバッテリーの消費があったということでございますので、そういったものを踏まえまして、今後どのような形でそれを補完できるのか検討してまいりたいと思っておりますが、今の設置するに当たりまして向きとかあるいはエリア、聞こえる範囲等につきましては、まず業者の方に機械的に計測していただくというのが大前提でございます。そのほかに地元の方で、区長を通じながら聞こえる場所についてももう少し詳しく聞き取りをしながら判断をしてまいりたいと思っております。

それから3点目でございますが、今回特に足りなかったものの中に大人

用のおむつ、それからミルク等というお話がございました。これは備蓄倉庫に加える考えはあるのかというお話でございますが、大人用の紙おむつ等々については常時のリストの中には、今、含まれてはおりません。いずれ今回の震災で、いろいろ各方面から支援物資としていただきまして、それをまとめて配布するというような形をとらせていただきました。今回、それをリストに加えるかどうかということも含まして、いろいろ現在防災計画の見直しを図っておりますので、その中にいろいろ検討材料として加えていきたいなと思っております。

また、ミルクは、いろいろ粉ミルクからいろいろなものがあるかと思うのですが、果たして防災倉庫にそれをずっと保管してよいものかというものもあろうかと思っておりますので、そういったものも、今備蓄のリストの中でいろいろ検討させて、今後の参考にさせていただきたいと考えております。

議長　長　（大須賀　啓君）

都市建設課長高橋　久君。

都市建設課長　（高橋　久君）

除雪に当たって、除雪しておりながら状況的にひどいところもあったりするという苦情ですけれども、多分同じような情報だと思いたしますが、私の方でも聞いているところであります。

毎年そういった形でしっかり取り組んでいただくように指導はしております。なお、ことしもそういった面での注意はしてまいりたいと思いたします。業者、丁寧にはやっているつもりなのでしょうけれども、なかなかそういかない面があったようであります。そういう面でしっかり取り組んでいただくように、なお指導してまいりたいと思いたします。

議長　長　（大須賀　啓君）

8番堀籠日出子さん。

8番　（堀籠日出子君）

それでは、防災無線なのですけれども、時期はいつごろになるのか、それをお尋ねいたします。

大分長い時間情報が聞こえないということで不便をさせていただきましたので、なるべく早い時期に設置していただきたいと思いますので、その時期をお伺いいたします。

それから、除雪なのですけれども、やはり業者の方も寒いところ朝早く作業するわけですので、やはりどうせやるのですから苦情の来ないように、指導をお願いしたいと思います。

それから、融雪剤なのですけれども、これ以前というか前回は余りまき過ぎて道路が白くなるくらいになったというご意見もあったところですので、やはり融雪剤につきましても現状を把握しながら適度な融雪剤の散布をお願いしたいと思います。

それから、非常食の方なのですけれども、やはりミルクはいろいろな課題はあると思うのですけれども、やはり最低でも紙おむつだけはちゃんと準備していただいおくような方法で、今後ご検討をお願いしたいと思います。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

防災無線につきましては、今、空白地帯があるということで、緊急事態の場合、なかなかこちらからのいろいろな情報が聞き取れないということになりますので、平成23年度に早急に対応してまいりたいと考えております。

また、非常食関係は先ほど申し上げましたとおり、いろいろな課題がございますので、そういったものを全部含めまして、今、再点検をさせていただいておりますので、その中でいろいろ検討させていただきたいと考えております。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

除雪への指導につきましては、そのように取り組んで指導してまいりたいと思います。

あと、融雪剤の関係でございます。乾いた道路に散布している形跡も見られるというご指摘もいただきました。そのようなことのないように取り組んでまいりたいと思っております。ただ、前日の天気予報で積雪があって冷え込みが厳しいという場合は、朝方4時、5時、6時あたりが一番冷え込むわけでありまして。そういった場合に事前に散布するという場合もあったようでありまして。その辺も含めて、こちらの基準のとおりに行っていたかどうかという形で、なお指導してまいりたいと思っております。

議長 (大須賀 啓君)

ほかに質疑ありませんか。14番中川久男君。

14番 (中川久男君)

関連します。

17ページだったと思うのですがけれども、大震災災害復旧費、たしか発電機の容量が足りないといって更新というやつを耳にしたのですがけれども、もしその辺の現在使用の発電機、それに代替をしようとする発電機、どのような容量なのかを、まずお聞きをしておきます。

ということは、今回の大震災で備蓄倉庫に発電機を持っているそのものの活用方法なり、どれくらいの町民に対して利用があったのかを調べている範囲でお聞かせください。

もう1点目、14ページ、関連します。

除雪関係でございますけれども、先般、この大震災でマンホールのそのものが動かないで地盤が沈下したと。その辺の復旧の状況は町からも説明あったわけですがけれども、今般、この冬までにその路線的な除雪に関する危険性、そういうものは担当課長からの前者の説明にあると指導してまいります。これ毎年出ることなのです、町長、間違いなく。どの辺の指導があってしかるべきなのか。都市建設課長だって、きのう、きょうの都市建設ではないと思います。その辺の明確な指導した経過。私はことしの冬が万が一、そのような大雪になったら除雪する業者の危険性、やはり徹底して余裕を持った除雪の方法でなければ車両の管理なりオペレーターが幾ら

よくても、道路が悪いのでは大事故につながります。やはりそういうものも現状として、毎年この決算特別委員会で出されるようなことのないような指導、それをやったという説明、我々にも書類を出してもらって、明確にどのような指導があってどのような時間帯でどの路線がどのくらいの時間がかかってこれだけの経費を見積もったのか。恐らく議員の皆さんも非常に莫大なお金ですから、結局大雪になれば間違いなく補正を組んでやるわけですから、やはり町民に対してそれだけの成果を求めているのは町民の方々にないですか。ぜひ、その指導方法、逆にこの南、路上的に狭い、もし地主さんから了解をしていただければ、何とかストックをし、そして落ち着いたなら撤去すると、冬場が。それも再三にわたって私は申し上げてきたつもりです。私はそういう突発というよりも季節でそういう事態が発生するのであれば、やはりどこその何番地が空いているから、町でも協力しながら持ち主に対してその場所を一時、冬期間だけでも利用できるような町の指導が、お願いがあってしかるべきだと思います。町は頼めばそれでよいと、そういう問題ではないですよ。今年、去年のことではないのですから。徹底した中身の修正を皆さんにお示してください。そして、子供たちが歩く歩道。歩道も浮いたりへこんだり、非常に子供たち、そして請負業者そのものが本当にその時間帯で対応できる業者なのか。そのほかに、通り筋に行っているスーパーの雪はきをして、雪はきを終われば帰り道にまた行く。全然子供たちの学校に通う時間帯にあっておりません。やはり通学路に対しては、子供たち、町内の方であれば西原であれば、この南の方よりも15分早く出る。町の方であれば10分遅く出る。それにあわせて除雪方法も、教育委員会では恐らく言っていると思います。教育長、うんとわかるから。連携プレイですよ。子供たちがその車の後ろを追っかけて。（「中川議員、簡潔明瞭に」の声あり）そういうことですから、その中身の内容、指導内容、そしてこれまで打ち合わせして、どういうところが解決されたかをお願いします。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

ご質問の1点目、発電機の容量等についてのお尋ねでございます。

今回、購入しようとしておりますのは、本年度結成予定の自主防災組織への配布予定のもの5台でございます。

容量でございますが、当初0.9キロボルトアンペアのものを検討しておりましたが、実際使ってみてコンセントの容量、あるいはストーブ等に使えないというお話をいただきましたので、今般は2.5キロボルトアンペアにアップをいたしましたものを購入したいということで、その差額をお願いをしておるものでございます。これによりまして、15アンペアのコンセント2個とそれから30アンペアのコンセント1個つきのものを購入予定と考えております。これによりまして、ストーブ1個とそれから照明灯であれば2ケのコンセントが利用できるといった内容になるものと見ていただいております。

議長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

除雪に関するお尋ねでございます。業者への指導がどのようになっているかということでございます。毎年11月初旬に関係業者にお集まりいただきまして、全体的な指導をさせてもらっています。その際に、除雪に当たっての注意事項ということを行っております。

また、特に苦情が多かった業者については、その都度指導して修正をしていただくような形で行っているところであります。

また、特に通学路優先、これは当然のことでございます。このことについても昨年度指摘をいただきまして、その改善をするように取り組んでいただいております。通学時間帯に合った除雪に切りかえていただくということで行ってきたところでございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

14番中川久男君。

14 番 （中川久男君）

課長、忘れていたのだけれども、今回の災害でどれだけの備蓄にあった機械の活動状況。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

実際の避難所での活用方法はどうだったのかというお話でございますが、実際各避難所に備えつけてあります発電機につきましては、照明灯の方にまずお使いいただいたということでございます。地区によりまして、その容量では足りないということで、地域の方のご協力をいただきまして新たに別な発電機を持ち込んで利用していただいたところもございます。冬場であったということもございますので、やはりストーブを使うところが主体となっておりますので、現在の、今、備えているものではやはり容量が少し小さいのかなと考えておりますので、今回見直しをかけたいということでの内容でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

大雪が降った場合、ストックの件でございます。大雪が降った場合の街中からの排雪、そういった作業になるかと思えます。そういった交通に大きく支障のある降雪があった場合は、そういった対応も考えてまいりたいと思っております。現時点で除雪の中で現在は対応しておりますが、排雪が必要な場合は当然そのような形で対応をしてまいりたいと考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

14番中川久男君。

14 番 (中川久男君)

この課が違うのかな。都市建設。現状の道路の復旧はどのような状況で動くのかなと。この雪場にかかって、それもお答えいただいております。ぜひ、全課、水道課さんなりを皆センドウにした中で、安心・安全な道路はいつまで復旧見込みなのか。そして、その除雪に関してもいかように事故のない安全な作業ができるかということをお聞きしているわけですが、そこも抜けてます。よろしくお願いします。

議長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

大変申しわけございません。質問が多数ございまして。

それで、現在の道路災害の復旧予定でございますが、現在査定が10月半ばまで終了し、工事は順次発注をしておりますが、これから本格的な町内の生活道路の復旧にかかると。10月以降の発注でございますので、冬場に当たる可能性が大いにあるものと思っております。全体的には年度、3月末までに復旧を終えたいという考えでおります。その際に、現状として復旧が、冬季間、降雪期に間に合わない路線も出てくることも想定しております。そういったこともございますので、特に路線の状況については今回直接業者の方に詳しく説明して、なお注意して除雪に当たっていただくような形で指導してまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

議長 (大須賀 啓君)

14番中川久男君。

14 番 (中川久男君)

それであと課長、積雪が10センチ以上に達した場の出勤、これ、どことどことどここの場所で設定で動いているのか。吉田は吉田なのか、城内は城内なのか、町は町なのか、落合はどうなのか、その辺の場所は積雪量のはかる場所、何カ所があるのか。地域性がありますから、西原と南のここではもう5センチぐらい違います。4号線またぐとまた違いますから、

その辺をお聞きしておきます。もし、積雪をはかる場所が多いのあれば、逆に我々にもその書類があるのあれば一部欲しい。やはり、町民に対してどうしてあちらは動いているのにこちらは動かないのとか、あと時間帯が結局私が言ったように西原とこの学校通学路では10分、15分の差がありますし、逆に郵便局あたりだと3センチ、我が家の方が8センチぐらいあるときも常備当たり前の話ですから、その辺の場所の何カ所かを説明願います。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

除雪作業に入るに当たっての判断基準というか、10センチの判断、どのようにされているかというご質問でございます。

これにつきましては、路線ごとにその業者の方に管理をお願いしているところでございまして、事前に積雪の状況について確認し、除雪に入ってくださいという体制で行っております。その際に、それぞれの地区のそれぞれの路線の中で業者に判断していただくような形をとっておるところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

14番中川久男君。

14 番 （中川久男君）

路線ごとなら説明してもらった方がいいね、書類。業者って言いましたけれども、それがどのポイントなのかを。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長、路線だけ、今、何路線あるのか。

都市建設課長 （高橋 久君）

積雪を定点として測定するものとはってございません。ですから、何カ

所でなくて、その路線の中でという形で業者にパトロールをして、積雪を
観測し、除雪に入っただけだということになってございます。

(「路線何ぼあるの。手元さないの」の声あり)

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

除雪の路線数の数ということですが、町内除雪路線数、はっきり
数字については、後で報告させていただきたいと思います。今、具体的に
数としてはっきりした数字は持ち合わせておりませんので、後で報告をし
たいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかに質疑ありませんか。15番中山和広君。

15 番 (中山和広君)

事項別明細書の5ページ、雑入でお伺いします。

説明によると、一般廃棄物処理手数料の返還金が営業ごみが混入してい
たということで、その分の収入だというお話がありましたが、本来営業ご
みについては一般ごみと区分をしながら、別にこれは廃棄をするというの
が通常であります。このことについては、どういう形でその混入したの
を発見をしたのか、そのことをお伺いしたいと思いますし、また町の方で
はそれぞれのごみステーションに張り紙をして、そういう防止をしている
ようではありますが、実際にはまだまだそういう営業ごみが多く混入してい
る状況、現実としてはそういう状況なわけですから、その混入をした状況
の発見と、それからこれからの対策、これをどういうふうにするのかお伺
いをしたいと思います。

それから、事項別明細書の12ページ、農業振興費の中で農業災害対策資
金等の利子補給、説明によりますと放射能汚染によって出荷停止になった
肉牛に対する利子補給だという説明でありましたが、もう少し詳しくその
内容についてお伺いしたいと思いますし、対象頭数はどのくらいあるのか、

それにどの程度の金利に対して利子補給は何%するのか、既にその災害資金については貸し付けをしているのか、そのことについてお伺いしたい。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

それでは、1点目のお尋ねの件を回答させていただきたいと思います。

今回の雑入での一般廃棄物処理施設手数料の返還金の方の、具体的な発見の経過ということでのお尋ねと、クリーンステーションへの営業ごみの取り扱いという形でのご質問であったかと思えます。

まず、1点目でございますが、平成23年2月7日、今年2月7日ですが、町民より一般廃棄物収集業者が別に収集処分を行わなければならなかった営業ごみを、町の収集した一般ごみと一緒に混入という形ですが、そして処分したとの通報があったということでございまして、その事実について町が調査を行った結果、混入の事実が判明したということでございます。これをもって、その経過でございますけれども、今回の返還金まで至ったという形でございます。

あとクリーンステーションでの営業ごみの混入につきましては、常時町の方にも各地区から環境美化推進員の通報等もいただき、あるいはその地区で管理をされている地区の方々からの通報もいただいた中で、営業ごみの方、発見次第その中身を点検しながら、判明した分についてはその会社に引き取らせるとか、そういった指導はこれまでもやってきてますし、今後もそれは続けてまいりたい。なお、監視について環境美化推進員とも協力連携して強めていきたいと考えてございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

農業災害対策資金の利子補給ということでございまして、原発関係です

ね、出荷停止になった肉用牛に対する資金融資に対する利子の補給でございますが、内容につきましては、これは県単事業でございます、限度額が1,000万円ということになっております。償還の期間は7年ということでございます、うち1年が据え置き期間ということになっております。

町の畜産農家34名ございまして、頭数は982頭。これはことし2月現在でございますが、約1,000頭近くおります。そのうち、今回利子の補給につきましては、比較的規模の大きい20頭以上の畜産農家15名を対象に見込んでございます。

金利につきましては基準金利2.75%という固定でございます、内訳は県が1%、町が0.5%、農林中金が0.5%、中央会0.5%、JAあさひが0.25%ということで、実質無利子というような形のものでございます。

なお、資金の貸し付けにつきましては、補正予算が通った後、実施要項によりまして貸し付けを行うというような形になっております。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

15番中山和広君。

15番 （中山和広君）

営業ごみの内容については説明をいただきましたが、このことについてはどのクリーンステーションでもそういう営業ごみの置いていくといたしますか、そういう事態は多くあるのです。それで、その防止対策とすれば、当然環境美化推進員なり、その設置されているクリーンステーションを利用する町民、その方々に監視をお願いすることになるわけですが、現実の問題としてこの監視をして見つけた場合、注意はできない、危険が伴う場合もあるわけですから、そういう場合の対策というものもきちんと環境美化推進員なり、それぞれの設置をされている方に指導するということは当然だと思われ、それからこの場合は収集業者が混入したということでもありますから、収集業者に対してもやはりきちんとした指導をする必要があるだろうと思われ。そうしないと、一般の町民がクリーンステーションに出せないような、いっぱいになって、そういう状況があるということなんです。

あともう一つは、前にもこの話があったわけではありますが、いわゆる段ボールとか新聞とか、そういう、いわゆるお金になる部分をごみステーションから逆に持ち出す方も何件か、これも見受けられております。そういうものの防止対策ということも当然考える必要があるだろうというふうになりますから、改めてこのことについてどういうふうにお考えなのかをお伺いをします。

それから、畜産農家、これは県単ということでもありますから、その中で対応としていくということでもありますので、できるだけというか、絶対漏れないように必ず対象者全員がその恩恵に預るように、特に無利子になるわけですから、その辺の配慮というものが必要だろうと思います。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

ご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

クリーンステーションにつきましては、議員ご指摘のとおり美化推進員、あるいは町民の方に監視をお願いしている状況でございますので、引き続きこれについてはお願いしていくということでございますし、個人の対応というのは大変難しい、あるいは危険を伴いますので、これについては町の方の環境生活課、そして必要になれば警察との連携をとって、相手に対して指導なりあるいは法的な措置、そういったものも含めて警察の判断も仰ぎながら、町あるいは警察に協力を求めて行政的な指導を強めてまいりたいと考えてございます。

収集業者への指導につきましては、改善指導というものも徹底して、今回もやらせていただきましたので、二度とこのようなことがないように、あっちも当然気をつけておるわけですが、業者には徹底してその部分を教育指導なり、そういうものをお願いしていくという状況でございます。

あと、新聞・段ボールの持ち出しにつきましても、これにつきましては違法という判例もございますので、これにつきましても警察と連携をとって、そういったことがないように、あるいはいろいろな表示等も環境生活

課で実際クリーンステーションで行っておりますので、そういったものも強めながら、皆さんの見える形での指導と言いますか、注意喚起、そういったものは続けてまいりたいと考えてございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。11番鷓橋浩之君。

11番 （鷓橋浩之君）

何点かお伺いをします。

今の中山議員から指摘あった、雑入の一般ごみの返還金、これは65万9,000円というのはどのぐらいの量になるのか。どのぐらいの期間に及んだものか。ちょっと、その辺までの説明がなかったのでお伺いをします。

それから、農業振興費、新たに中山間等の支払交付金45万7,000円、これ金取北地区5件該当という説明がありました。これは、今までずっと難波地区が該当しておったわけなのですが、新たに調査した結果ここが対象になったということだと思っておりますが、金取北以外に該当する地区はなかったのかどうか。さらに、その5件該当となっておりますけれども、面積等含めてこれは農地に交付されるということになるのか、範囲に交付されるというふうになるのか、あわせてお伺いをしたいと思います。

それから災害復旧費について、お伺いをします。

今回、新たに1億5,500万円、土木復旧、農林で1億1,800、教育6,900万円、新たに災害復旧費が計上されてございます。

先ほど、中川議員も道路の関係の復旧状況ということで質問があったわけなのですが、これは当初3月と5月ですか、合わせて23億ぐらいの災害復旧費が計上されて議決をしておったわけです。今回、その中で議会議決分の契約が何件かあるわけなのですが、当初かなりの件数があったわけなのですが、新たにまたこのように加わってきたということでございます。お伺いをしたいのは、当初見とおった災害復旧の部分、どれだけ復旧がされるのか。道路については年度内いっぱいかかるという説明もございました。現在の経過はどのようになっておるのかということですので。かなり件数があったわけなので、それぞれ町民の皆さん早い復旧を願っているところですので、お答えをいただきたいと思っております。

それから、これも災害関係で、総務費でしたっけ、災害対策費の総務関係で、備品の購入ということで、いわゆる放射線の測定器を1台購入をするのだと説明がございました。これは今まで県なり、いろいろ借りていた機材やそういったもので、いわゆる大気の線量をはかってきたという経緯があるわけなのですが、機種によって多少差があるという説明も前に聞いたような気がするわけなのです。どの程度のものを、今回購入なさるのか。この13万2,000円の機種というのは、どれだけ正確な、何と言いますか、そういう線量をはかれるものなのかお伺いをしていきたいと思っております。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

それでは、再度お尋ねの件でございましたが、今回の一般廃棄物業者の混入の関係でございますけれども、混入量につきましては積算と言いますか、伝票等もいろいろ照合したわけでございますが、キロ数から申し上げますと6万5,950キログラム相当の混入と確認をしております。なお、期間についてですが、平成20年度から平成22年度という形での判明したということで、この分を納入いただいた後、返還をさせていただいたということでございます。それぞれ年度少しずつ何件か続いたという経緯があります。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

中山間地域等の直接支払の関係でございますけれども、今回の金取北集落につきましては、県の追加要望がございまして、集落関係の再確認、調査しましたところ、今回新たな囲いを含めて急傾斜地が1ヘクタール以上になったということで、金取北集落の関係者に説明をしまして了承を得ましたので、今回の補正という形になったわけでございます。

この中山間地域直接支払の対象につきましては、山村振興地域ということでございまして、宮床・吉田地区が対象になるわけですが、金取北以外ないかと言われても、ちょっと現段階では難波・金取北ぐらいというふうに考えてございます。

それから範囲でございますけれども、範囲につきましては急傾斜地あるいは緩傾斜地という農地の分と、それからあと集落でまとまりのあるということで、集落でもって協定をしまして、農道の水路の草刈りとかそういうこともあるものですから、農地と集落が一体になっているというような形でございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

今回の道路災害復旧費における、補正の全体的な流れというご質問だと思っております。

今回の被害の状況でありますけれども、現時点で抑えております被害ですが、国の補助と対象となる箇所につきましては58カ所、道路で58カ所でございます。路線数は51路線。現在30カ所、29路線ですけれども、について査定が8月末いっぱい終了しております。現在、16次査定に入っております。残りが28カ所について、これから査定を受けるという予定にしております。

毎週のように事前審査と本査定と繰り返しながら設計の点検等々の業務を現在進めておると同時に、工事の発注の準備をして発注しております。現在、発注した箇所数が、国災では9カ所分を発注しております。それから、単独災についてであります、道路関係では47カ所、44路線でございます。この中で、17路線17カ所についての、路面災でありますけれども、これの発注を行っております。残り30カ所の発注はこれから発注するようにしております。また、河川災害も査定終わっていますが、1カ所でございますが、これについては秋口から工事の発注を考えているところであります。それから、公園緑地都市施設の査定も終了しております。これについては、これから発注をかけたいと予定しております。全体的に、現在

査定を進めながら工事の発注を進めている状況にあるところでございます。現在までの経過については、以上のような状況になっております。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

東北関東大震災の災害復旧費の中に備品購入費を計上いたしてございまして、放射線測定器を1台購入するということで説明を申し上げました。どのぐらいの精度で正確にはかれるのかというお尋ねでございます。

現在、測定をしておりますのは大和町役場の駐車場、ここ定点観測所といたしまして、月曜日から金曜日まで毎日にかけてございます。そのほかに町内20カ所におきまして、小学校・児童館・保育所・幼稚園、そういったところを含めまして週2回測定をしております。測定におきましては、定点観測につきましては、これは県からお借りをしております測定器、これで測定をしております。そのほかにつきましては、各学校は、現在日本科学技術振興財団の方からお借りをした、通称「はかるくん」という測定器でございますが、これは教材用の測定器でございまして、これを10台ほどお借りをしまして、各学校に測定をお願いをしているところでございます。この科学技術振興財団の方からお借りをしているものについては、2週間でお返しをしなければならないということで、近日お返しをすることにしてございます。そのため、1台だけではちょっと難しいということで、もう1台備えたいということで、購入をいたすものでございまして、県からの測定機器と同じものでなければ測定したときにばらつきがあるということでございますので、同じ物を購入したいと考えてございます。どのぐらいの正確性があるのかというお話でございますが、「はかるくん」と比較しましたところ、県からお借りしてきている測定器につきましては、数値が若干高めに出ております。これは測定する場所等にもよるのかもしれませんが、一度並べて同じ数値が出るかどうか検討したのですが、やはり数値は高めに出ている状況にありました。

あと、科学技術振興財団の方からお借りをしていた10台を並べてみたの

ですが、やはりそれもその機種によってはかなりばらつきがあったような状況でございます。そういったことから、県からお借りをした物で、同じ物で測定をしたいという考えを持ってございます。

測定の精度でございますが、これは機種によっていろいろ違うみたいでございまして、はかる基準は0.001マイクロシーベルトから測定ができるということで、かなり正確性があるのかなと判断をしております。

議長 （大須賀 啓君）

11番 鷗橋浩之君。

11番 （鷗橋浩之君）

最初に廃棄物なのですが、20年から22年までという3年間です。3年に及ぶわけですね。6万5,900トン、膨大な量です。キロ。えっ、65トン、これ、どうして気づかなかったのか。先ほど通報というお話だったのですが、業者も当然気づくべきではなかったのか。その経過等もう少し詳しくご説明いただきます。

それから、この中山間地については、そうしますと現在のところ金取北地区だけだということで、集落協定に基づいてということですから理解をいたしました。

それから災害復旧費なのですが、今、都市建設課長からはそういう状況を報告をいただきました。いずれにしても、国の査定等々を受けながら実施をしていくということで、なかなか復旧予算計上早かったのですが、議会の議決も5月中でしたから早かったのですが、それから見るとなかなか復旧進んでいないなという感じがするわけです。都市建設関係については、今、口頭で大体の把握をいたしました。ほかにも、恐らく産業振興課関係、上下水道課、教育、総務、いっぱいあるはずでございます。これらも、やはりそのような進捗状況になっているのかどうか。これは説明なかったので説明をいただきたいと思っております。

それから、機材、備品購入費。これなぜ申し上げたかと言うと、単純に、私、あるかたから言われました。これ、「広報たいわ」の9月号にある。線量の調査の結果がのってございます。この中で、なぜ吉岡・宮床・吉田・鶴巣・落合、この児童館が、これはマイクロシーベルトですから非常

に値は低いのですが、全部コンマ1を突破しております。それから役場がコンマ1を突破しているのです。不思議なのは、例えば吉田児童館、吉田小学校とほとんど隣接しておりますが、かなりの差が出ているわけです。これどういうことなのだとということで、聞かれたことがございます。恐らく機種か何かの差で、簡単な機種でそういう差が出ているのではないですかぐらいの返答はしておったわけなのですが、これはこうして町民にお知らせをする、数値をお知らせをしているわけですから、恐らく疑問を持っている方も多いと思うのです。ですから、やはり一般質問でも申し上げたのですが、これは信頼される数値が出る機種、これを町がやるのですから、これは準備をすべきではないのかなと考えてたものですから、お伺いをします。いろいろ食品や何かについては単独では考えないという状況のお話もあったもわけなのですが、あわせて関連でちょっとお伺いを、いつか説明をする機会があるのかどうかわかりませんが、今、米とか堆肥とか、調査入ってますよね。新聞で川渡の米から出てきたとか、仙南の堆肥から出てきたとか、こういうようなこともございます。これは県の検査ですから、直接補正予算に関係はないわけなのですが、もし説明できるのであれば、その内容等も簡単にお聞かせをいただきたいと思っております。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

お尋ねの件でございますけれども、経過というものを再度というお尋ねでございます。

先ほど申し上げたとおり、2月の町民のからのメールという形での、こういった誤りがあるのではないかとということでしたが、それをもって町の方で調査を開始したということございまして、その後、聞き取り等も何回かやっております。また、業者の方から町と20年度から契約しているということなので、その分の精査をその業者の方に徹底をさせたということで、あわせて町も独自に調査をして、そしてそれぞれのデータ、そういうものの確認、そういったものをもろもろやった中での最終的な結果で、

行政的な指導も含めて、町が最終的に予算については過年度分ということ
でございましたので、雑入での取り扱いということで財政とも確認した中
で返還金を申しつけたということでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

農業用施設等の災害復旧の状況でございますけれども、初めに農業用施
設等の国の災害関係7件ございまして、災害査定、既に2件終わっており
ます。残り5件につきましては、9月と10月の災害査定の予定ということ
でございまして、実際の復旧にかかるのは秋口以降ということで、12月近
くなるのかなと考えております。

それから林道でございますが、林道高倉線、鍛冶屋敷線、3件ございま
すけれども、これも7月4日に災害査定、これはもう終わっております。
これから後、いろいろ実施設計という形になりまして、着工については12
月ぐらいの着工かなと予定をしておるところでございます。

それから米の放射能の関係でございますけれども、県と町と農協と、生
産者と協力をしまして検査をしますけれども、ひとつ予備検査というのが
ございまして、それが9月5日、今週の月曜日に実施しております。町で
2カ所、吉田1カ所、鶴巣1カ所でございます。これで200ベクレル以下
ということになりますと、さらに本調査ということになりまして、これが
9月12日、来週の月曜日でございますけれども、これは8カ所予定してお
ります。これは旧町村単位でございまして、吉岡が1カ所、宮床・吉田・
鶴巣が2カ所ずつ、さらにあと落合という形で8カ所ということござい
ます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

教育施設の災害復旧状況につきまして、お答えしたいと思います。

また、町災の部分につきましては、その都度予算いただいた後、順次修理を行っております。順調にこちらの方は進んでおります。それで、国災で予定している分については、流れとしましては先ほどの都市建設の国災等の流れと同じように県の事前の審査がありまして、その後災害査定という流れを組んでます。すべて今までいただいた予算での大きなものについては、県との事前審査は終わっております。そのうち災害査定終わってますのが4カ所となっております。残りが、今後災害査定があるのが大和町ののり面の関係がこれからという状況となっております。いずれ災害査定終わりますと順次決まり次第あと工事の発注と考えております。

それから、吉田の教育ふれあいセンターにつきましては、県との事前審査は終わってますが、これも今後の災害査定を待つということで10月の災害査定を予定をしているというところでございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

ほかに。生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長 （森 茂君）

ただいまの質問にお答えします。

原阿佐緒記念館、宮床宝蔵につきましては修繕を完了しております。北目レクリエーション広場につきましても、施工中でございます。

今回お願いしてございますのは、旧宮床伊達家住宅の修繕の補正でございます。また、体育センター、総合体育館は国災予定でございますので、一般質問の回答のとおりでございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

上下水道課所管部分の、災害の関係についてご説明をさせていただきます。

水道の関係につきましては、3月30日に町内全域通水を完了いたしました。

た。その後、4月7日の大きな余震があったのですが、その際にも大きな被害はございませんでした。しかしながら、その後小さな漏水たびたび発生ということで、その都度対応しているという状況でございます。今現在は、水道については安定しているという状況でございます。

あと、公共下水道につきましてですが、災害査定につきましてはすべて終了しまして、その工事につきましてすべて発注済みという状況でございます。

今回3件の契約について議決をお願いしているわけなのですが、件数で合わせまして7件、すべて発注済みということで、今後早期の現場着手、早期完成ということで、きょうすべての業者と今後の段取り等について調整をしながら打ち合わせをして、速やかな工事の進捗に努めたいと考えております。

あと、農業集落排水事業ですが、9月2日、先日ですが、査定終了いたしました。それで、今、現在農集排につきましては、発注の準備をいたしているところでして、これにつきまして速やかに発注をしたいと考えてございます。

あと、個別合併処理浄化槽の関係ですが、大分浮き上がった浄化槽がございましたが、そういった被害についての復旧につきましては一通り完了してございます。今現在、すべて使用できる状況ということになっておりますが、一部配水管に多少歪みといいますか、凹凸、沈下等が発生している箇所が、町管理の範囲の部分でございますけれども、そういった状況があるものですから、そういった部分についての微調整につきまして、今、現在進めているという状況でございます。上下水道課の所管につきましては以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

総務災害復旧費の中の備品購入費の件についてでございますが、毎日測定結果をホームページ上で公開をしております。お尋ねのように大和町役場の駐車場が高い数値になっております。そのほかに高い数値は、各

児童館が高く出ております。これは、同じ機種ではかっております。県から借りた測定器ではかっております。そのほか、各小中学校につきましては、現在科学振興財団の方からお借りをしている機種ではかっているということで、その二種類の機種がございますので、どうしても測定結果にばらつきが出るという形になっているというのが現状でございます。

議長 （大須賀 啓君）

11番 鷓橋浩之君。

11番 （鷓橋浩之君）

最初にごみの件なのですが、そうしますと、これは65万9,000円というのは金額の算定根拠というのはどういうことなのか。さらに、これだけの期間、これは1カ所なのですかステーション、営業関係のごみですから複数の営業関係者によるものなのか、その辺のところ、算定基礎と業者の内容です。65万9,000円の算定の内容を、ひとつお聞かせをいただきたい。

それから産業振興課長、9月5日が予備調査2カ所、本調査は12日、これ結果がわかるのはいつですか。

それから、災害関係、各課から説明をいただき大体把握をしました。そうしますと、まだまだ進捗状況からしますと、これからというような部分が多いのだなと伺いました。それにあわせて、今回の補正ですから、それが加わってまいります。復旧ですからやはりスピーディーにこなすように努力をお願いをしたいなと思います。

それで、1点だけ土木災害復旧費の中の都市施設の三角の5,200万円、これは当初の予算に対して国の査定でこうなったということに理解してよろしいのかどうか、それだけ。

それから、測定器、機種によってそういうふうな差が出るということになると、一体この機種というのは何を信用したらいいのかわからない部分もあるわけなのですが、少し、やはり本当に信頼される数値が出る機種をひとつ思い切って購入をしていただきたいなと思いますし、それについての考え方だけ伺って終わりたいと思います。

議長 （大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

それでは、今回の金額に至った積算の内訳ということでございますので、今回3カ年にかけての取り扱い数量が6万5,950キログラム相当ということでございますのでこれの処分手数料につきましては100キログラム当たり1,000円を乗じて算出した金額ということで65万9,500円という金額でございます。

なお、複数かということでしたので、それは数等は、こちらで今明細はないのですけれども、複数という形でご理解いただきたいと思います。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

米の放射能検査の結果がいつかということでございますが、本調査が9月12日に始まりますので、その2日後ということで9月14日ごろには検査結果が出るということで把握をしているところでございます。以上です。

（「予備調査は」の声あり）そうですね。予備調査につきましては、9月5日予備調査をしまして、これが1週間ぐらいかかるということでございますので、ちょっと予備調査が時間かかって、本調査は2日ということでございます。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

都市施設の排水施設等補助災害復旧費5,200万5,000円の減額の件でございます。この件につきましては、当初予定しておりました大和インター周辺の防災調整地1号、2号がございます。この防災調整地においてブロック積みで施工しておりますが、このブロック積みに亀裂が入ったというこ

とで、これの修繕経費も含めて査定を受けたところではありますが、このひ
ずみ、ひびに関しては国災の対象外とされました。これ、維持修繕の方で
対応すべきだという判断のもとから、その分についての経費について落と
された部分でございます。したがって、今回の補正予算の15ページの
ところであります公園費の工事請負費487万5,000円、この分の経費も一部
含まれておるところでありますし、流通平の部分の緑地、県道側とそれか
ら東西両側であります。一部国災の対象外となった部分がございます。そ
れらについての補修等もありましたので、減額となったというところでご
ざいます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

信頼される機種ご購入予定のお話でございます。

県からお借りをしている機種と同じものを、まず購入したいということ
で考えてございます。県の貸し出しの機種につきましては、全県下の各市
町村に同じ機種を用いて定点観測をするようにということで、県からの指
示を受けておりますので、その全県下同じレベルでの測定数値になるとい
う観点から、同型の機種を購入しようとするものでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

10番浅野正之君。

10 番 （浅野正之君）

関連で質問させていただきます。

この雑入の件の、いわゆるごみの問題ですが、3年間にわたってされて
きたというお話ではありますが、これ、町長あるいは副町長でも結構ですが、
返還金を強制したと、それで終わりでもいいのですか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この件につきまして、今、ご説明したとおり事業者の営業ごみの収集ということでございます。町にそういった情報が入り、町として事業者から事情聴取をし、またさまざまな書類、そういったものを調査して、そしてこの数字、65トン強という数字が出たところでございます。期間的にも長かったということ、それからそういったあるべく姿ではない形での収集であったということでございまして、当然返還金ということが一つ、それから事業者に対しての町としての対応といたしまして、この契約につきましては、そういったものにつきまして、いろいろ県とか専門の方々、弁護士等とも協議したところでございます。契約につきましては、収集活動に対して大きな支障がないということがあるということで、契約はそのまま続行という判断をいたしました。しかし、こういったことがあったわけでございますので、そういった事業者に対する責任と言いますか、そういったものを求める上で、町としまして事業者に対して今後一定期間、9カ月でございしますが、指名停止という判断をしまして事業者に伝えておるところでございます。なお、この間役場の方でもチェックと言いますか、指導といますか、そういったものの不手際という、そういったことがあったわけでございますので、当時の担当者からいろいろと事情を聞いております。その職員につきましても、退職した人につきましては不問というかできないわけではありますが、現職の者に対しましては口頭注意という形で注意を促し、今後こういうことがないように指導をしたところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

10番浅野正之君。

10 番 （浅野正之君）

もちろん返還金では終わらないのだという、それに見合った処分だと思うのですが、この指名停止9カ月とはどういうふうに解釈すればいいのですか。いわゆる収集業務なのですか。どういうことで指名停止9カ月、ちょっと詳しく。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現在やっている収集業務につきましては、先ほど申し上げましたが契約をしております。それで、契約事項の中で、今の現在の仕事に対しての支障とか、そういったものがあつたかどうか、またはそういったものについての判断をしたところでございます。現在、同時にやったわけでございますけれども、町で収集する業務についての支障がなかったと言いますか、業務に差しさわりがなかったという判断がされました。

それで、現在の契約につきましては、もちろん今後こういったないような形での継続と言いますか、ということでございます。

先ほど申しました指名停止というのは、新たな事業をする場合につきまして、今後そういった期間での指名を停止するというところでございます。

（「はい、了解」の声あり）

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ほかにないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩しますか。

暫時休憩します。休憩時間は10分間とします。

午前11時32分 休 憩

午前11時41分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に入る前に、先ほど中川久男議員の質問に対して都市建設課長より路線の数を報告いたします。都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

大変申しわけございません。

先ほどのご質問にありました町道の除雪の路線数の件でございます。全体として町道の路線は86路線の除雪でございます。距離は約120キロございます。融雪の関係で申し上げますと92路線、これも同じく127キロほどになっておるものでございます。

それから観測でございます。市街地におきましては、5センチ以上が除雪の対象となるわけですけれども、周辺の10センチ以上の観測でありますけれども、これにつきましては指定した業者が事前にパトロールをして、その担当した路線の観測をしていただいて10センチなった場合は除雪に入るという取り決めで除雪作業を進めているところでございます。以上でございます。ありがとうございます。

「議案第49号 平成23年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第5、議案第49号 平成23年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第50号 平成23年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）」

議長（大須賀 啓君）

日程第6、議案第50号 平成23年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第51号 平成23年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」

議長（大須賀 啓君）

日程第7、議案第51号 平成23年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。8番堀籠日出子さん。

8 番 (堀籠日出子君)

それではお尋ねいたします。

後期高齢者の医療保険につきましては、町単独で事業というわけにはいかないのは承知なのですけれども、国民健康保険の加入世帯に、ことしは5月か6月でしたでしょうか、ジェネリック薬品の希望カードが発行されました。その中で、後期高齢者の方々には、多分、これ事業が別なので発行されてないと思うのですけれども、もしされてないといたしましたら、このジェネリックカードの発行につきまして、担当課としてどのようなお考えなのかをお伺いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

町民課長内海賢一君。

町民課長 (内海賢一君)

今のところ、後期高齢者の方に関しましてはカードを発行しておりませんが、今後必要であれば発行したいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

8番堀籠日出子さん。

8 番 (堀籠日出子君)

このジェネリック医薬品の希望カードなのですけれども、これはデータ見ましたら、後期高齢者の方ですと医療費が1人当たり大体年間90万円になっているということで、現役世代からすると医療費が5倍になっているという数字が出てまいりました。その中で、やはり高齢になるとどうしても複数薬を飲んでいる方々が多いものですから、やはり医療費削減のためにもこういうジェネリック薬品の希望カードというのは、私は必要ではないかと思っておりますので、ぜひこれの方のご検討をいただきたいと思っております。

議 長 (大須賀 啓君)

町民課長内海賢一君。

町民課長 （内海賢一君）
検討させていただきます。

議 長 （大須賀 啓君）
ほかに質疑ありませんか。
「なし」と呼ぶ声あり
ないようですから、これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり
討論なしと認めます。
これから議案第51号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

「議案第52号 平成23年度大和町下水道事業特別会計補正予算
(第3号)」

議 長 （大須賀 啓君）
日程第8、議案第52号 平成23年度大和町下水道事業特別会計補正予算
を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入
ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり
ないものと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり
討論なしと認めます。
これから議案第52号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第53号 平成23年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」

議長（大須賀 啓君）

日程第9、議案第53号 平成23年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第55号 平成23年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）」

議長（大須賀 啓君）

日程第10、議案第54号 平成23年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第11「議案第55号 平成23年度大和町水道事業会計補正
予算（第1号）」**

議長（大須賀 啓君）

日程第11、議案第55号 平成23年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第12「議案第56号 平成23年度道路改良舗装工事（町道
吉田落合線）請負契約について」**

議長（大須賀 啓君）

日程第12、議案第56号 平成23年度道路改良舗装工事（町道吉田落合線）請負契約についてを議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり
ないものと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり
討論なしと認めます。
これから議案第56号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕
起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第57号 平成23年度公共駐車場整備工事（町道天皇寺高田線）請負契約について」

議長（大須賀 啓君）

日程第13、議案第57号 平成23年度公共駐車場整備工事（町道天皇寺高田線）請負契約についてを議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり
ないものと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり
討論なしと認めます。
これから議案第57号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕
起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第58号 平成23年度道路災害復旧工事（町道新田線）請負契約について」

議長（大須賀 啓君）

日程第14、議案第58号 平成23年度道路災害復旧工事（町道新田線）請負契約についてを議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第59号 平成23年度下水道災害復旧工事（大和ー1、2処理分区）請負契約について」

議長 （大須賀 啓君）

日程第15、議案第59号 平成23年度下水道災害復旧工事（大和ー1、2処理分区）請負契約についてを議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。15番中山和広君。

15番 （中山和広君）

都市建設課の関係については、スムーズに皆通過をした。その内容というのは、提出された説明資料によるものだと、私は思いました。

そういう中で、上下水道課から出された内容を見ますと、入札の方法とか、入札参加者数とか、そういうものが説明の中に入っていない。落札業者だけの一覧表だということでありまして、これ3件あるわけでありまして、まず最初にこの59号でありますから、これについて入札の方法だとか、参加業者とか、それからその結果については出ておりますから、予定価格はどうだったのか、そのことについての説明をいただきたいと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

大変資料の記載の内容が余りにももう少し詳細にすべきだったということで、反省をいたしてございます。今後そのように注意をしながら、その辺の取りまとめをし、提出させていただきたいと思っております。

まず、議案第59号の関係でございますが、大和ー1、2処理分区の下水道の災害復旧工事でございます。

この工事につきましては、ダイレクトの指名競争入札というふうなことで15社を指名し実施いたしました。この中で1社が辞退をいたしまして、14社の競争によって執行というふうな状況でございます。この競争により大和建设株式会社が落札したと、最低価格ということでございました。

この工事の予定価格でございますが、この価格につきましては税抜きの金額となりますけれども6,060万円という内容でございます。これに対しまして入札の額につきましては、これも税抜きでございますが5,930万円でございます。そういった内容ということでございます。

この入札の執行日につきましては、8月26日ということでございます。

議案第59号につきましては、以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

15番中山和広君。

15 番 （中山和広君）

せめて15社の名前ぐらいいは教えてもらってもいいのではないのでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

申しわけございません。ただいまの指名した15社につきまして、ご説明をさせていただきます。

大和建设株式会社、株式会社吉田工務店、大千建設工業株式会社、八嶋建設株式会社、株式会社佐々木工務所、有限会社マルキヨ産業、株式会社みちのく建設、宮環建設株式会社黒川営業所、ウォーターワークス仙台株式会社大和営業所、株式会社日幸商会大和営業所、株式会社松川土木、寺嶋建設工業株式会社、安藤建設工業株式会社、大川工業株式会社、総武建設株式会社仙台北支店、以上の15社でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）
15番中山和広君。

15 番 （中山和広君）
課長、午後からになると思いますので、3回分の入札の状況の参加者名簿、それ午後から出してください。

議 長 （大須賀 啓君）
上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）
このことにつきましては町長と協議をしまして、対応させていただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
午後まで出してください。

上下水道課長 （堀籠 清君）
失礼しました。
議案59号、60号、61号、この3件の工事につきまして、指名の業者名一覧表にしたもので準備をし、後ほど提出させていただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第16「議案第60号 平成23年度上下水道災害復旧工事
(大和ー7、9処理分区)の請負契約について」**

議長 (大須賀 啓君)

日程第16、議案第60号 平成23年度上下水道災害復旧工事(大和ー7、9処理分区)請負契約についてを議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。4番平渡高志君。

4番 (平渡高志君)

この件に関して、これはどこですか、鶴巣分であります、これは子供たちが今、通学路が随分入っておる区間であります。それで、今までの舗装工事等々を見ますと、やはりちょっと雑な工事が結構、これで検査終わったのかというような舗装のあとが見受けられました。今度の場合は、全部をやるわけでないのです、部分部分で工事やるわけですから、段差が結構つくのではないかなという懸念はされます。それで、工事をするとき、やはりきっちりとそのような指導、余り自転車で子供たちが通学するものですから、今でも随分ころんだりしてけがをしている状況です。ですから、今回、そっちこち切ってつなぎ合わせていくような工事だと思しますので、しっかりした指導をお願いしたいのですけれどもいかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

今回のこの請負契約3件について、契約のお願いをしているわけなのですが、これ以外にも発注済みの箇所が4工区ございます。すべての箇所においてそういった状況になってございますので、今後そういった現場のより安全、路面の平らな状態に、より安全な状態に早い段階でしたいということもあります。そこに乗り込んだ業者の方にももう一度そういった全般的な部分も含め、さらには今回発注した以外の箇所も含めましてマンホールの段差が発生していたような箇所、そういったものすべての箇所においてもう一度再点検を行いながら、そういった対応をきちっと進めてまいりたいと思います。町の方でも、そういったパトロール点検を行いながら、必要によって業者の方をお願いをし、さらには下水道の災害復旧工事に乗り込むございますの業者についてもそういった内容できちっと打ち合わせをしながら、現場の対応を的確に行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17「議案第61号 平成23年度下水道災害復旧工事（大

和－１０処理分区）請負契約について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第17、議案第61号 平成23年度下水道災害復旧工事請負契約についてを議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

午後0時04分 休 憩

午後1時00分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18「認定第1号 平成22年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について）」から

日程第30「認定第13号 平成22年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」まで

議 長 （大須賀 啓君）

日程第18、認定第1号 平成22年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定

から日程第30、認定第13号 平成22年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまで一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。会計管理者兼会計課長八島時彦君。

会計管理者兼会計課長 (八島時彦君)

それでは、議案書の35ページをお開き願います。

認定第1号 平成22年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

お手元に配付の平成22年度大和町各種会計決算書、厚いものでございます、これと議案説明資料認定第1号関係として会計課で出しております資料でございます。こちらに基づいて説明をさせていただきます。

最初に、各種会計歳入歳出決算書の1ページをお開き願います。厚い方の資料でございます。

一般会計と11の特別会計の決算の総括表でございます。

一般会計の歳入につきましては、収入済額が90億6,359万776円、また歳出の支出済額は86億7,935万4,677円となりまして、差引残額は3億8,423万6,099円となったところでございます。

2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入の款別集計表でございます。一番下の歳入合計の欄でございます。予算現額の計は92億5,584万9,000円、調定額は96億3,779万7,592円、収入済額は90億6,359万776円になります。不能欠損額は2,659万9,923円に、収入未済額は調定額から収入済額を差し引いて、さらに不能欠損額を差し引いた額でございますが5億4,760万6,893円となっております。予算額に対する収入済額の比率につきましては97.92%、また、調定額に対する収入済額の比率につきましては94.04%となっております。

次に、歳出でございます。3ページをお願いいたします。

これも一番下の歳出合計の欄になります。

支出済額については、予算減額の次に掲載されております。真ん中ごろに掲載されてございます。支出済額は86億7,935万4,677円となっております。また、翌年度繰越額は繰越明許費が1億1,166万9,000円、事故繰越は

1億9,613万6,000円でございます。これらを差し引きました金額2億6,868万9,323円が不用額となっております。予算対比の執行率につきましては93.77%でございます。

次に、決算額を21年と比較しました表で説明をいたします。

議案説明資料、会計課の資料でございます。

この資料の4ページをお開き願います。

平成22年度一般会計決算額の歳入についての記載でございます。万単位での説明をさせていただきます。

1款町税でございます。差し引きと増減率の欄をごらんください。平成21年度と比較しまして、1億6,028万円、4.6%の増となっております。

歳入全体の構成比につきましては、前年度33.1%に比較して7.0ポイント増の40.1%となっております。

内訳といたしましては、町民税が1,972万、1.7%の減となっておりますものの、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、都市計画税、これらの増となっていることで全体として増となったものでございます。

2款の地方譲与税につきましては253万円、1.8%の減に、3款の利子割交付金につきましては62万円、7.9%の減に、4款の配当割交付金につきましては63万円、30.7%の増に、また5款の株式等譲渡所得割交付金につきましても増となっております。

6款の地方消費税交付金、7款のゴルフ場利用税交付金、8款の自動車取得税交付金につきましては減となっております。

9款の国有提供施設等所在市町村助成交付金、10款の地方特例交付金、11款の地方交付金につきましては増となっております。

12款の交通安全対策特別交付金、13款の分担金及び負担金は減に、14款の使用料及び手数料は増となっております。

15款の国庫支出金につきましては4億4,272万円、31.8%の減となっておりますけれども、内訳といたしまして国庫補助金では7億1,813万円、60.9%の減となっております。これにつきましては、国の施策により21年度に実施の定額給付金事業交付金分3億8,612万円の減額と、道路橋梁費補助金での減額になったことによるものでございます。

16款の県支出金は1,882万円、4.8%の増になってございます。

17款の財産収入は4,425万円、50.5%の減に。これは21年度で鶴巢幕柳

の町有地の売却があったことによるものでございます。

18款の寄附金は684万円、67.4%の減でございますけれども、21年度で土木費の寄付金が900万円あったことによるものでございます。

19款の繰入金は5億5,217万円、68.8%の減になっておりますが、これにつきましては庁舎建設基金繰入金、財政調整基金繰入金分が減額になったことによるものでございます。

20款の繰越金は1億131万円、31%の減になってございます。

21款の諸収入は1億792万円、62.2%の増となっております。これにつきましては、吉岡南第二土地区画整理組合貸付事業償還金としての土木費貸付金元利収入1億円の増額などによるものでございます。

22款の町債は7億1,650万円、67.3%の減でございますけれども、これにつきましては21年度における庁舎関係での総務管理債5億6,300万円と借換債の1億860万円分が減額になったことなどによるものでございます。

歳入合計では14億1,965万、13.5%の減となったところでございます。

次に、5ページの平成22年度一般会計決算額の歳出について、説明をさせていただきます。

1款の議会費につきましては、大きな支出の変更はございません。

2款の総務費でございますけれども、これにつきましては14億4,822万円、47.3%の減でございますけれども、21年度における新庁舎建設事業、それから定額給付金の支給が終了したことなどによるものでございます。

それから、3款の民生費でございます。3億7,650万円、22.0%の増でございます。これにつきましては、子ども手当の支給が実施されたことなどによるものでございます。

次に、4款の衛生費でございます。4,625万円、4.0%の減でございます。これにつきましては、黒川地域行政事務組合へのごみ処分経費の負担額が減となったことなどによるものでございます。

5款の農林水産業費につきましては2,264万円、13.4%の増となっております。これにつきましては、農業集落排水事業特別会計への繰り出しを行ったことなどによるものでございます。

次に、6款の商工費でございます。3,478万円、12.9%の減でございます。これにつきましては、企業用地取得助成金が減少したことなどによるものでございます。

次に、7款の土木費でございます。3億8,914万円、30.6%の減でございます。22年度において土地区画整理事業資金1億円の貸し付けによる負担増がありましたが、21年度におきまして交通ターミナル用地の取得での2億6,253万円や、地域活性化公共投資臨時交付金事業による道路新設改良工事の支出があったことなどにより、22年度では減となったものでございます。

それから、8款の消防費でございますけれども、1,884万円、5.2%の増でございます。これにつきましては、黒川地域行政事務組合への負担増と災害対策としての全国瞬時警報システムの整備に伴い増となったものでございます。

それから、9款の教育費につきましては1億6,858万円、16.7%の増でございます。これにつきましては、学校校舎建設基金への積み立てとして2億円、私立幼稚園就園奨励費補助金の増加、そのほかにまほろばホールの調光卓修繕工事や総合体育館の防水シート改修工事、総合運動公園整備工事などにより増となったものでございます。

それから、10款の災害復旧費につきましては2,177万円、78.5%の増でございます。これにつきましては、東日本大震災への対応によるものでございます。

11款の公債費でございますけれども、1億2,759万円、13.0%の減となっております。これにつきましては、21年度においての繰上償還などによるものでございます。

歳出合計で14億3,844万円、14.2%の減となったところでございます。

次に、決算の事項別明細の概要につきまして、説明をさせていただきます。

決算書、厚い方の資料の9ページをお願いいたします。

歳入についてでございます。

ここからも、万単位での金額での説明をさせていただきます。

1款の町税につきましては、中ごろに掲載されております調定額39億2,619万円に対しまして、収入済額36億3,198万円でございます。不能欠損額は2,659万円で、これを差し引いた2億6,761万円が収入未済額となります。昨年度と比較して、収入済額では1億6,028万円の増となりまして、徴収率では92.5%となり、0.6ポイントのプラスとなったところでござい

ます。この中で、不能欠損額の2,659万円につきましては、地方税法の規定に基づき処分を行ったものでございまして、処分理由といたしましては転居先不明109件、それから納付困難900件、本人死亡83件、それから生活保護46件、滞納処分の停止915件の合計2,053件で、人数では499人でございます。昨年と比較いたしまして、人数では129人の増、それから件数では457件の増となりまして、金額で753万円、39.51%の増となっております。

それから、1款の町民税でございます。

収入済額11億3,268万円で、昨年度と比較いたしまして1,972万円の減でございます。内訳といたしましては、1目の個人町民税では収入済額が8億5,554万円となり8,530万円の減、それから2目の法人町民税につきましては、収入済額が2億7,713万円で6,557万円の増となったところでございます。それから2項の固定資産税でございますけれども、収入済額20億6,109万円で1億5,187万円の増、それから3項の軽自動車税につきましては、収入済額が4,918万円で249万円の増となっております。

10ページをお願いいたします。

4項の町たばこ税でございますけれども、収入済額が2億605万円となり1,023万円と増となっております。それから、5項の入湯税につきましては、前年度に比べまして8万円の減、それから6項の都市計画税につきましては、収入済額1億8,262万円で1,548万円の増となったところでございます。

次に、2款地方譲与税につきましては、調定額どおりの収入済額となっております。

また、11ページでの3款利子割交付金から4款、5款、それから12ページになりますが6款、7款、8款、それから13ページになりまして9款の国有提供施設等所在市町村助成交付金、10款の地方特例交付金、11款の地方交付税、それから14ページになります12款の交通安全対策特別交付金までの各款につきましても、調定額どおりの収入済額となっております。

次の、13款分担及び負担金についてでございます。15ページの掲載になりますが、2項の負担金の1目民生費負担金の2節児童福祉費負担金でございます。これにつきましては、大和町保育所及びもみじヶ丘保育所の保育料でございます。5,278万円の収入済額で、572万円が収入未済額となっ

てございます。

次に、14款の使用料及び手数料の1項3目農林水産業使用料の1節農業使用料でございます。これにつきましては、町民研修センター、ふれあい農園などの使用料で262万円の収入額となっております。

次に、5目土木使用料の1節道路使用料でございます。これは道路占用料などで1,007万円の収入額、それから16ページになります3節の住宅使用料でございます。町営住宅の使用料で3,594万円の収入額となっております。536万円が収入未済額でございます。

次に、6目教育使用料の3節社会教育使用料でございます。これにつきましては、まほろばホール等の使用料で532万円の収入額でございます。同じく5節の保健体育使用料でございます。これにつきましては、武道館・総合運動公園・ダイナヒルズ運動公園・それから体育センターなどの使用料でございます。764万円の収入額となっております。

次に、2項1目1節の総務手数料でございます。これにつきましては、戸籍手数料や住民票手数料、税務手数料などで1,108万円の収入となっております。

次に、3目1節の清掃手数料でございます。これにつきましては、廃棄物処理手数料などで3,194万円の収入でございます。14万円が収入未済となっております。

17ページをお願いいたします。

15款の国庫支出金でございます。1項1目の民生費国庫負担金につきまして、1節の保険基盤安定負担金から7節の非被用者小学校終了前特例給付負担金まで、それから18ページでございますが、8節の子ども手当負担金まででございますが、これらにつきましては国庫会計、障害者自立支援給付費、それから平成22年4月から開始されました子ども手当への負担金としてそれぞれ収入となっているところでございます。

2項国庫補助金の1目2節の子育て支援対策臨時特例交付金でございますが、9,577万円の収入でございます。これは保育所等緊急整備事業における民間保育所、施設の整備に対する補助金の収入でございます。それから6節の子ども手当準備事業費補助金でございます。4,588万円の収入で、子ども手当の支給に関する事業への補助金でございます。

次に、2目1節の保健衛生費補助金につきましては195万円の収入とな

っております。女性特有のがん検診への補助金でございます。

3目1節の道路橋りょう費補助金でございます。これにつきましては、町道吉田落合線の路線測量、道路詳細設計業務及び用地取得などの分の3,960万円の収入でございます。収入未済額となっております781万円につきましては、吉田落合線の事業費の繰越明許費分でございます。

19ページになります。

5目1節の教育総務費補助金でございますが、943万円の収入で私立幼稚園への就園奨励費としての補助金収入でございます。

次に、6目1節の特定防衛施設周辺整備調整交付金でございます。これは、町道蒜袋相川線の道路改良舗装工事分、それから流通平1号線、宮床難波線、小鶴沢線の実施設計分などへの交付金5,572万円の収入でございます。収入未済額が1億8,973万円となっておりますが、繰越明許費の1,000万円分につきましては、吉岡小学校屋外プール改修工事に係るもの、また事故繰り越しの1億7,973万円につきましては町道馬場後石高線、流通平1号線、宮床難波線などの道路改良舗装工事分とまほろばホールの大ホール、小ホールの舞台滑車及びワイヤー交換工事に係る分でございます。

次の7目1節の地域活性化・経済危機対策臨時交付金でございます。4,069万円の収入済額となっております。これにつきましては、防火水槽設置、防犯灯設置、町道側溝修繕、町営住宅の屋上防水工事、それから総合体育館の防水シート改修工事などの財源へ充当しているものでございます。

次に、2節地域活性化・公共投資臨時交付金となっております。これにつきましては6,835万円の収入済額となっており、地域情報通信基盤推進事業に充当しているものでございます。

3節地域活性化・きめ細かな臨時交付金でございますけれども7,887万円の収入済みで、これにつきましても道路維持修繕工事や宮床中学校の防球ネット改修工事、まほろばホールの調光卓の修繕工事などへの事業財源として充当いたしてございます。

それから、4節地域情報通信基盤整備推進交付金につきましては3,491万円の収入額で、光ファイバーケーブル網の整備のための事業財源として充当してございます。

20ページになります。5節防災情報通信設備整備事業交付金でございま

すけれども690万円の収入で、これにつきましては消防庁が発する緊急事態の情報について、通信衛星経由で町の防災行政無線により放送ができる全国瞬時警報システムの整備事業への財源として充当しているものでございます。

6節の総務管理費補助金105万円につきましては、投票人制度システム改修費の財源として充当してございます。

7節のきめ細かな交付金でございますが、これにつきましては3,476万円全額を23年度への繰り越しとしてございます。

また、8節の住民生活に光をそそぐ交付金でございますけれども、1,958万円を住民生活に光をそそぐ交付金の財源として充当してございます。

次に、16款の県支出金でございます。これにつきましては、20ページから25ページまでの記載となっております。

1項の県負担金につきましては、調定額どおりの収入額となっております。その中で、21ページをお願いいたします。

1項1目の8節の子ども手当負担金でございますけれども、4,880万円の収入額となっております。これにつきましては、国庫負担金と同様に県の負担金となっている分の収入でございます。

2目1節災害救助費負担金でございます。135万円の収入額で、これにつきましては応急救急費及び事務費としての収入となっております。

22ページをお願いいたします。

2項1目1節の地域グリーンニューディール事業補助金でございますが、これにつきましては防犯灯省エネ改修工事分として1,800万円全額を23年度への繰り越しとしてございます。

2目3節の児童福祉費補助金につきましては、4,905万円の収入でございます。乳幼児・心身障害者・母子父子家庭などへの医療費に対する補助金の収入でございます。

次の3目1節の保健衛生費補助金でございますが、1,325万円の収入で妊婦健康診査や自殺対策緊急強化事業費に対する補助金収入でございます。

4目2節の林業費補助金につきましては1,517万円の収入で、森林整備活動支援事業に対する交付金収入などでございます。

23ページになります。

9目1節のふるさと雇用再生特別基金事業補助金でございます。1,652万円の収入で、小学校学級支援サポーター配置事業、学校図書館支援配置事業などに財源充当しているものでございます。

24ページをお願いいたします。

10目1節の緊急雇用創出事業補助金につきましては、1,884万円の収入となっております。これにつきましては、公共財産台帳基礎データ作成事業や児童学習支援員配置事業などに対する補助金収入でございます。収入未済額の1,305万円は繰り越しとなっております。

3項1目4節の選挙費委託金についてでございます。1,188万円の収入済額でございます。22年7月11日執行の参議院議員選挙に要する経費分などの委託金収入でございます。

25ページをお願いいたします。

17款財産収入の1項1目1節土地建物貸付収入につきましては、275万円の収入済みとなっております。これにつきましては、町有財産の貸付収入などでございます。43万円が収入未済となっております。

2項1目2節の立木売払収入につきましては、3,655万円の収入でございます。これにつきましては、赤崩山国有林の分収造林地における立木売り払いによる収入でございます。

26ページをお願いいたします。

18款寄附金の1項1目1節の総務管理費寄附金でございます。200万円の収入済額で、新庁舎への植栽事業として財団法人宮城県環境事業公社からの寄付による収入でございます。

それから、3目1節の教育総務費寄附金100万円と、3節の社会教育費寄附金1万円でございますが、これにつきましてはそれぞれの個人からの寄附金1件ずつでございます。

次の、19款繰入金の1項特別会計繰入金から27ページに掲載の2項の基金繰入金までにつきましては、それぞれの基金からの繰り入れによる収入でございます。

28ページでございます。

20款の繰越金につきましては、調定額どおりの収入となっております。

21款の諸収入でございます。29ページの中ごろの記載になります。3項1目1節の商工費貸付金元利収入についてでございますけれども、町中小

企業振興資金の預託金などで3,640万円の収入となっております。

次に、2目1節の土木費貸付金元利収入につきましては1億円の収入で、吉岡南第二土地区画整理組合貸付事業の償還金でございます。

30ページでございます。

4項2目1節の自転車競技場管理受託事業収入でございます。746万円の収入済額で、これにつきましては財団法人宮城県スポーツ振興財団からの自転車競技場の管理受託事業収入でございます。

それから、5項1目2節の給食費納付金でございます。これにつきましては、学校給食に対する納付金として9,891万円の収入となっております。収入未済額が494万円でございます。

次に、3目1節の雑入でございますけれども、2,894万円の収入となっております。収入の主なものとしましては、物品調達基金の廃止に伴う繰り入れとして392万円、東北電力株式会社からの収入で新庁舎の電気利用空調給湯システム導入支援制度での補助分の262万円、それからオータムジャンボ宝くじの交付金480万円などでございます。

次に、22款の町債でございますけれども、1項1目の衛生費から31ページになりますが、5目の臨時財政対策債までにつきましては、調定どおりの収入済額となっているところでございます。以上が、一般会計の歳入でございます。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

歳入歳出決算書の32ページでございます。

あわせて、主要な施策の成果に関する説明書25ページ以降も、あわせてご参照お願いをいたします。

1款1項1目議会費の主な歳出についてでございます。

議会費につきましては、議会の運営に要するもので、本会議、臨時会、各常任委員会等の議会の活動に要する経費及び議員・職員の人件費が主なる内容でございます。

1節及び9節につきましては、議員の報酬及び費用弁償でございます。

2節、3節、4節につきましては、職員の給与、職員手当等のほか議員の期末手当、共済費等に係るものでありますので、以下各館、各費目の2節から4節までの人件費等に係る部分につきましては、説明を省略させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

11節につきましては、議会だよりを年4回発行した印刷製本費等に要した費用、13節は会議録作成等の委託料でございます。18節備品購入費は会議録作成用ICレコーダー2台分購入に係るもの。19節は県宮黒議長会の負担金のほか、政務調査費でございます。

続きまして、2款1項1目一般管理費は、職員の人件費、職員の健康管理、研修及び区長会の活動経費、黒川行政事務組合への負担金等でございます。主な施策の成果に関する説明書は29ページ以降、あわせてご参照お願いいたします。

33ページでございます。

1節報酬につきましては、区長、それから町でお願いをしております産業医、特別職給料等審議会の委員の報酬でございます。

8節でございます。報酬費については、顧問弁護士をお願いをしておりますので、それに係る費用でございます。

9節旅費につきましては、町長、副町長の旅費、それから宮黒町村会の研修費、職員の研修費等でございます。

11節については、来客用のお茶代あるいは公用車の自動車の燃料代等でございます。

12節につきましては、役務費、携帯電話の通話料、町長車等の車検代でございます。

13節は、区長配達をシルバー人材センターの方をお願いをしておりますので、その委託料、そのほか職員の接遇研修の委託料、職員の健康診断の委託料でございます。

14節は公用車の高速道路の使用料、あるいは現行法規のCD-ROMの使用料でございます。

19節は県社会保険協会、宮黒町村会、労働保険連合会、自治振興センター等への負担金のほか、区長会への活動補助金を出しておりますので、その補助金、そして黒川地域行政事務組合への負担金でございます。

23節は権限移譲事務の交付金の返還金でございます。

27節公課費は、公用自動車の重量税に係るものでございます。

続きまして、2目文書広報費でございます。主な施策の成果に関する説明書は、31ページ以降をご参照お願いをいたします。

文書広報費につきましては、広報たいわの発行、町政要覧の印刷、文書管理、情報公開等に要する経費でございます。平成22年度におきましては住民と行政のパイプ役として情報提供及び地域の話題紹介など、身近な広報づくりを行いました。広報につきましては、毎月1回発行。発行部数については9,195部となっております。

また、第四次総計によりまして、町政要覧の改訂を行いましたので、1,000部の冊子の作成とCD-ROM版100枚を作成をしております。

歳出の主なものでございますが、8節につきましては広報モニターへの謝礼、それから新成人、それからまほろば展の受賞者への広報の取材の協力の謝礼代でございます。

11節につきましては、広報たいわの印刷代、12節につきましては広報等を送付するための郵便料あるいは宅配便の料金、それからファクス等の使用料でございます。

13節につきましては、例規サーバーがございますので、例規サーバーの補修料、14節につきましては例規サーバーに係る機械の使用料、印刷機がございますので、この印刷機のリース代、例規システムのリース代等がございます。

19節につきましては、日本広報協会への会費となっております。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

それでは、34ページの3目財政管理費になります。成果報告書の方につきましては、32ページ、33ページになります。そのほか配付させていただいております資料といたしまして、決算に関する説明の内訳ということで、別冊委託料補助金等につきましては、各課対象課について記載いたしてございますので、後ほどご参考にしていただければと思います。

それでは34ページでございますが、報償費につきましては入札監視委員会1回開催、5名分の謝礼でございます。

11節需用費につきましては、コピー代、予算成果報告書の印刷代、参考図書等の購入費でございます。

19節負担金につきましては、地方財務協会、全国森林環境税創設連盟への負担金でございます。

25節積立金につきましては、まちづくり基金への2億5,866万6,000円の積み立てと、住民生活に光をそそぐ基金への積み立て1,958万円、ほかにつきましては利子分の3基金への積み立てとなっております。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

会計管理者兼会計課長八島時彦君。

会計管理者兼会計課長（八島時彦君）

続きまして、4目会計管理費でございます。

これにつきましては、会計事務に要した経費でございます。

11節の需用費につきましては、決算書、請求書用紙、名入り封筒などの印刷代、それから図書追録代、コピー代などでございます。

12節の役務費でございます。これにつきましては、口座振込の回線利用料、電話料及び金融機関における公金口座取り扱い手数料でございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏君。

環境生活課長（菅原敏彦君）

続きまして、5目財産管理費うち環境生活部につきましては、ご説明をいたします。

これにつきましては、吉岡コミュニティセンター、吉田コミュニティセンター、鶴巣防災センターの施設維持管理に要しました経費について支出したものでございます。

3 施設の利用状況につきましては、主な施策の成果に関する説明書の33ページをご参照いただきたいと思います。

5 目財産管理費のコミュニティセンター等の施設管理分ですが、支出の主なものでございますが、7 節賃金は施設の事務補助員、清掃員、巡視員の賃金でございます。

11 節需用費は、3 施設の光熱水費、修繕料でございます。

12 節役務費は、通信費及び施設の火災保険料分です。

13 節委託料は、吉岡コミュニティセンターの窓口業務及び防火設備等の保守点検業務でございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)
財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

それでは、恐れ入ります34ページにお戻りお願いしたいと思います。

成果の報告書につきましては、33ページになってございます。

ここの財産管理費の財政課部分につきましては、公用車管理といたしまして、公用車、共用車、各課共通して使う車の管理が財政課になってございますので、その管理経費、普通財産の管理経費、庁舎の管理経費の三つの合算したものとなっておりますのでございます。

8 節報償費につきましては、人口2万5,000人達成記念式典における記念品代でございます。

需用費につきましては1,900万円ほどの経費になっておりまして、内訳といたしましては庁舎電気代、燃料費、水道料金、灯油代、ガス代、公用車の車検費用、それから庁舎の消耗品関係の費用となっております。

35ページでございますけれども、12 節役務費でございますけれども502万円ほどが財政課の所管部分となっております。庁舎全体の電話料、それから車両の保険代、森林保険代、建物の共済掛け金が内容となっております。

13 節は約1,330万円ほどが財政課所管部分でございます。庁舎の清掃費、宿日直費、マイクロバス運転業務委託、各種普通財産の管理委託等が主な内容でございます。

14節使用料につきましては286万円で、NTTの中町の庁舎借上分、テレビの聴取料、駐車場の借上料等となっております。

15節工事請負費218万7,000円でございますけれども、役場第3駐車場敷地整備、新庁舎駐車場薄層カラー舗装工事でございます。

18節備品購入事業につきましては、地域活性化臨時交付金事業によりまず地上デジタルテレビ購入事業や、新庁舎用備品購入となっております。

19節負担金補助及び交付金につきましては、分収造林契約収益分収金3,565万4,000円、黒川地域防火管理協議会、それから黒川地域安全運転管理者会負担金等となっております。

23節償還金利子及び割引料につきましては、リサーチの代替地としての取得いたしました財源に対します元金830万円、利子117万4,000円分の償還となっております。

25節積立金につきましては、庁舎建設基金の利子相当分、27節公課費につきましては公用車の自動車重量税でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏君。

環境生活課長（菅原敏彦君）

続きまして、6目企画費うち環境生活所管分につきまして、ご説明申し上げます。

コミュニティ推進事業、町民バス運行事業及び地域交通対策事業に要した経費を支出いたしましたものでございます。

事業の概要につきましては、説明資料、施策の方ですが、34ページから36ページをご参照いただきたいと思います。

町民バス運行事業につきましては3台の町保有車両によりまず9路線23便の運行を行い、日常生活における足の確保を図ったものでございます。また、平成22年度からは12路線を9路線といたしております。

次に、支出の主なものでございますが、11節需用費はバスの修繕料、タイヤ等の消耗品代等でございます。

13節委託料は、町民バス運行業務委託料でございます。

14節使用料及び賃借料は、バス車検時等の代車借上料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、コミュニティ推進事業として麓下地区の集会所の水洗化による改修に伴う補助金でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

35ページにお戻りお願いをいたします。

6目企画費の中の総務まちづくり課管理分でございます。

企画費につきましては、広域行政の推進、防衛施設周辺対策、地域づくり企画実践、地域情報通信基盤整備事業に要した費用でございます。

主な施策の成果に関する説明につきましては、34ページ以降をあわせてご参照お願いいたします。

平成22年度におきましては、4年ぶりに米軍の実弾射撃訓練が実施されて、その安全対策を行っております。

また、ブロードバンドの未整備地区への光ファイバーケーブルへの整備をいたしております、整備いたしました設備につきましてはN T Tへ貸し出しを行いまして、ブロードバンドの整備を図っております。

主な歳出経費でございます。

12節につきましては、地域情報通信基盤整備事業に係ります東北電力・N T T柱にケーブルを添架いたしましたので、その添架の検査手数料でございます。また、あわせて、宮床ワークショップ、それからテレビの共同受信施設、シンボルタワーの建物の共済費用となっております。

13節でございますが、3月から供用開始をいたしまして光ファイバーの保守点検料と、それからテレビの共同受信施設の地デジ化対応に対する変更申請業務の委託料でございます。

14節につきましては、光ケーブルのN T T電柱への添架料、15節につきましては地域情報通信基盤整備工事と、それからテレビ共同受信施設への支障電柱の移転工事に関するものでございます。

36ページでございます。

19節は各種協議会に係る負担金及びふるさと産品協議会の運営補助金と、

それからまちづくり遊学塾の活動補助金、まちづくり協議会活動補助金等
でございます。

続きまして、失礼いたしました。7目電子計算費でございます。

主な施策の成果に関する説明書につきましては、36ページ以降あわせて
ご参照願います。

事務のOA化を推進するためのコンピューター等のOA機器の更新を図
りまして、迅速で的確な情報処理と情報管理に努めてございます。

主な歳出でございます。

11節につきましては、電算機器に係る印刷トナー等の消耗品代、住基ネ
ットワーク装置の交換の修繕料でございます。

12節につきましては、各種プロバイダーとの契約の使用料でございます。

13節につきましては、電算機器保守点検委託料に係る費用でございま
して、施設予約システムの修正、投票人名簿に係るシステムの修正に係る委
託料でございます。

14節は電算機器のリース代、18節につきましては公的個人認証関連機器
の購入代、19節につきましては情報化推進会議、共同電子申請に係る負担
金でございます。

議 長 (大須賀 啓君)
町民課長内海賢一君。

町民課長 (内海賢一君)
8目出張所費につきましては、もみじヶ丘出張所の管理運営費でありま
す。
12節役務費は、窓口証明書のためのファクス回線使用料であります。
14節は、テレビ受信料であります。
18節は、出張所のレジスターを購入したものであります。

議 長 (大須賀 啓君)
総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 (千葉恵右君)

続きまして、9目交通対策費でございます。

交通対策費につきましては、交通安全の啓発、交通安全指導隊の運営、交通安全推進協議会の運営等に係る費用でございます。

主な施策の成果に関する説明書は、37ページ以降をあわせてご参照お願いいたします。

平成22年度につきましては、児童生徒通学対策としまして、新入学児童・園児・幼児に黄色い帽子を贈っておりまして、あわせまして地域通学路への交通安全の普及看板等の設置を行っております。また、交通安全の街頭指導といたしまして、交通安全指導隊への派遣、チャイルドシートの貸し出しを行っております。

主な歳出でございますが、1節につきましては交通指導隊への報酬でございます。

9節につきましては、交通安全指導隊への出動手当分の旅費でございます。

11節につきましては、春・秋交通安全運動に係る啓発グッズ、新入学児童への黄色い帽子の購入代、交通安全の指導隊への装備品等でございます。

12節役務費でございますが、交通安全指導隊への傷害保険料でございます。

19節は黒川郡交通安全推進協議会の負担金でございます。

続きまして、10目無線放送施設管理費でございます。

災害における緊急放送や、町からの情報提供のため、町内一円に配備している防災無線への維持管理に要する経費でございます。

主な施策の成果に関する説明書については、37ページをご参照お願いいたします。

11節需用費でございますが、子局の電気料及び親局のバッテリーの修繕料、子局の修繕料でございます。

12節につきましては遠隔制御専用線の使用料、13節委託料につきましては保守点検委託料でございます。

19節の負担金補助金及び交付金につきましては、電波の使用料の負担金でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

続きまして、11目女性行政推進事業費につきまして、ご説明申し上げます。

女性行政推進事業及び消費者行政事業に要した経費を支出したものでございます。

事業内容につきましては、主な施策の方に38ページの方をご参照いただきたいと思っております。

女性行政推進事業費につきましては、男女共同参画社会の形成に向け意識の高揚を図るための諸事業、または消費者行政としての消費者が安心して買い物ができるよう、商店への立ち入り調査や賢い消費者育成のための消費生活講座といったものを行ったものでございます。

支出の主なものでございます。

1節報酬は、男女共同参画推進審議会委員の報酬となっております。

8節報償費は、男女共同参画研修及び消費生活講座への講師への謝礼分です。

9節は、男女共同参画推進審議会委員の費用弁償、11節需用費は事務用品の消耗品及び啓発用リーフレット等の印刷製本費代です。

14節使用料及び賃借料は、消費生活講座研修会の際のバスの借上料でございまして。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

続きまして、12目庁舎建設費でございます。

庁舎建設につきましては、平成18年度から始まりまして、平成22年3月に完成をいたしまして、その後引っ越しを行いまして、5月6日よりこの新庁舎において業務を開始したところでございます。

また、5月10日に新庁舎のオープニングセレモニー、5月27日に宮城県知事村井嘉浩様を初めとしまして、多くのご来賓のご出席のもと落成式を

挙行することができました。

平成22年度におきましては、関係設備の移設等に要する費用と、引っ越し移転、新庁舎への備品に購入、落成式典に要した費用、旧庁舎の解体工事に要した費用等でございます。

歳出の主なものでございます。

4節と7節につきましては、引っ越しに伴う備品の整理、文書等の整理のため臨時職員6名をお願いをいたした費用でございます。

8節につきましては、開庁式、落成式典における歓迎アトラクション代、記念品の購入代等でございます。

11節につきましては、落成式典における記念品の紅白もち、来賓者への弁当代、落成式典次第の印刷代、ほか必要な事務用品代となっております。

12節につきましては、新庁舎落成の新聞への広告代、感謝状の筆耕料でございます。

13節委託料につきましては、各種設備の移転に伴う業務委託料でございます。住基ネットワークでありますとか、電算ネットワークの移設業務、それから引っ越し移転業務等に利用した委託料でございます。

14節につきましては、開庁式におけるテープカットをお願いをした町内の小中学生の送迎用のタクシー代でございます。

15節につきましては、新庁舎の外構工事等の附帯工事、防災無線の移設工事、旧庁舎の解体工事に要した費用でございます。

17節につきましては、新庁舎の用地購入代としまして、黒川土地開発公社から買い戻しをした経費でございます。

18節備品購入費につきましては、執務室等の什器等の備品購入代でございます。

23節につきましては、土地取得費用を宮床財産区より借り入れて行っていたものを、元金利子を繰り上げて償還をしたものでございます。

議長 （大須賀 啓君）

暫時休憩します。休憩時間は10分間とします。

午後2時03分 休憩

午後2時13分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

決算書39ページをお開きいただきます。

説明資料につきましては、39ページになります。

2款1項13目諸費のうち、防犯対策費についてご説明を申し上げます。

これにつきましては、防犯灯の維持管理経費及び新設等に要したものでございます。

11節の需用費につきましては、需用費の光熱費、それから修繕料につきましては防犯灯1,898灯の電気料及び球切れ等の修繕に要したものでございます。

15節の工事請負費でございますが、21年度から繰り越しをしました地域活性化経済危機対策臨時交付金事業により、防犯灯38灯を新設したものでございます。また、地域グリーンニューディール事業により、543灯の灯具を省エネタイプのものに切りかえを行っておりましたけれども、東日本大震災によりまして23年度に事業は繰り越しをしてございます。現時点では、完成をしたところでございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

環境生活課長菅原敏君。

環境生活課長 (菅原敏彦君)

同じく13目諸費、うち環境生活分についてご説明を申し上げます。

ここにつきましては、人権相談、行政相談の開設、社明運動に要した経費を支出をいたしたものでございます。

各事業の実施状況につきましては、主な施策の方の説明資料の39ページ、40ページをご参照いただきたいと思います。

支出の主なものでございますが、8節報償費人権文化講演会講師への謝礼分でございます。

11節需用費は、人権相談の際の昼食代、人権啓発用リーフレット印刷代及び花プランター一台購入代となっております。

19節負担金補助及び交付金につきましては、仙台人権擁護委員協議会並びに黒川地区犯罪者予防更正協会に対する負担金でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

13目諸費のうち、総務並びに財産区に係る分についての説明を申し上げます。

13節につきましては表彰式の実施、それから財産区の地域振興補助に要する経費等でございます。

8節につきましては、感謝の言葉、功勞表彰、記念表彰に係る記念品代でございます。

11節のうち表彰式に係る事務用品、それから案内状の印刷製本代でございます。

12節につきましては、表彰式案内に係る案内の郵便料、それからテーブルクロスの使用したクリーニング代でございます。

13節につきましては、表彰者の、ちょうどお昼にかかりましたので軽食の提供の業務委託料でございます。

19節負担金補助金及び交付金でございますが、山岳遭難救助大和支部負担金のほか、各種負担金、それから財産区から各種団体への補助金でございます。あわせまして大和町小野にございます旧厚生年金スポーツセンターが民間事業者の方に売却をいたしまして、現在ベルサンピアとしましてバイタルネット株式会社の方が運営してございますが、宮城県のアイスホッケー協会の方からアイススケート場の存続を求められておりまして、そのために固定資産税相当額としまして建物及び土地代1年分に限りまして、その補助額相当額を事業者の方へ交付金として助成を行ったものでござい

ます。

続きまして、14目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業費でございます。

王城寺原演習場及び大和駐屯地の所在市町村としまして、また米軍実弾射撃移転訓練の実施に伴う特別交付金、いわゆるSACO交付金でございますが、これが交付されまして、その使途に伴う事業でございます。

主な施策の成果に関する説明書は41ページでございます。

11節につきましては、事業執行に係る事務用品代等でございます。

13節につきましては、町道小鶴沢線、町道流通平1号線の道路詳細設計業務に係る費用、それから防火水槽工事の地質調査の業務委託料、吉岡小学校プール改修の工事の実施設計の業務委託料でございます。

15節につきましては、防火水槽の設置工事、町道流通平1号線道路改良工事、同じく町道宮床難波線の舗装改良工事の請負代金のそれぞれ前払い代金分でございます。完成払い等の金額につきましては平成23年度に繰り越し措置を行っております。

22節につきましては、防火水槽設置に伴います水道の切り回しの補償費でございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

税務課長伊藤眞也君。

税務課長 (伊藤眞也君)

それでは、決算書の40ページでございます。

2款2項徴税费についてご説明いたします。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、41ページから44ページに記載しております。また、平成22年度徴税の税目別課税状況につきましては、同じく主要な施策の成果に関する説明書の19ページから24ページに記載しておりますので、あわせてご参照お願いいたします。

1目税務総務費でございますが、税務事務一般に関する費用でございます。電算システムの維持管理費等に係る支出であります。

主な内容でございます。1節報酬及び9節旅費につきましては、固定資産評価審査委員会の委員報酬及び費用弁償であります。22年度中に審査の申し出ございませんでしたので、委員会の開催はありませんでした。

11節需用費でございます。参考図書代、追録代、コピー代等の事務消耗品代と、納税通知書用封筒の印刷代であります。

13節委託料につきましては、各種徴税等の課税システム、収納システム、申告支援システム、証明システム等の年間保守業務委託に係る支出でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、大和町納税貯蓄組合連合会、仙台たばこ販売協同組合女性部黒川支部への補助金。負担金は、宮城県軽自動車等運営協議会ほか2団体へ支出したものでございます。

次に、2目賦課徴収費でございますが、町民税・固定資産税・軽自動車税等の課税事務、申告相談事務、土地家屋の移動処理や評価事務及び徴収事務に要した経費でございます。

7節賃金につきましては、収納事務嘱託員1名及び給与支払報告書の整理並びに申告相談等に係る事務補助員1名分の支出でございます。

8節報償費につきましては、納税貯蓄組合77組合に対する完納報奨金でございます。

11節需用費につきましては、町民税・固定資産税・軽自動車税等の課税台帳、納税通知書の印刷代及び徴収事務に係る督促状、催告書等の印刷代が主なものでございます。

12節役務費につきましては、申告書、納税通知書等の郵送料のほかに口座振替手数料等の支出でございます。

13節委託料につきましては、町県民税及び償却資産データ入力業務、税制改正に伴うシステム変更業務、家屋評価システム保守業務、修正図等作成業務、不動産鑑定委託並びに平成24年度評価替えに向けての航空写真撮影業務委託等に要した支出でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、公的年金からの個人住民税の特別徴収に係る電子化システム及び滞納管理システムのリース料、地方税電子申告支援サービス利用等に要した経費でございます。

41ページに入りまして、18節備品購入費でございますが、事務用備品としましてのシュレッダーを購入したものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、社団法人地方税電子化協議会への負担金でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、法人町民税・個人町民税・

固定資産税の税額の修正や更正に係る過年度還付金及び加算金を支出したものでございます。

27節公課費につきましては、公用車の自動車重量税でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民課長内海賢一君。

町民課長 （内海賢一君）

3項1目住民基本台帳費は、町民課窓口事務、住民基本台帳戸籍事務のシステム運営等に要した経費であります。

11節は各種申請書、証明書の印刷代等であります。

12節は外国人の戸籍訂正に関する手続手数料であります。

13節は、戸籍システムの保守点検委託料であります。

14節は、戸籍、住基ネットの機械借上料であります。

18節備品購入費は、戸籍証明用契印機等を購入したものであります。

19節は、宮城県戸籍住基外国人登録事務協議会への負担金であります。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

続きまして、2款4項1目選挙管理委員会費でございます。

各選挙に係る選挙管理委員会並びに定時登録によります開催で、委員の報酬、旅費並びに事務消耗品代でございます。

主な施策の成果に関する説明書は、41ページをあわせてご参照お願いいたします。失礼しました、46ページでございます。申しわけございません。

42ページの説明書でございます。

1節及び9節につきましては、選挙管理委員会の報酬及び旅費でございます。

11節につきましては、定時登録及び農業委員会選挙人名簿の印刷の用紙代でございます。

2目選挙啓発費でございますが、明るい選挙推進協議会主催の研修会への参加、町内小中学生によるポスターコンクールの実施をいたしたところでございます。

8節につきましてはポスターコンクールの記念品代、9節については明るい選挙推進大会への参加者への費用弁償でございます。

3目参議院議員選挙執行費でございますが、7月11日に行われました参議院議員選挙に要する費用でございます。

1節につきましては、選挙立会人の報酬でございます。

7節につきましては、事務執行に係る事務補助員の賃金でございます。

8節につきましては、ポスター掲示場を民地に設置している場所がございますので、この設置した場所への謝礼として図書カードを贈っておるものでございます。

9節につきましては、選挙管理委員並びに投票者立会人の旅費でございます。

11節は、選挙執行に係る投票入場券の印刷代、期日前の案内チラシ、その他消耗品代でございます。

12節につきましては、臨時電話の設置の手数料、郵便料金でございます。

13節委託料につきましては、ポスター掲示場の設置の委託料、それから今回大平下投票所は段差があるということで、仮設のロープをつけたので、そのロープの設置をつけるための委託料でございます。

14節につきましては、各地区の集会所を投票所として借り上げておりますので、海上借上料、投票箱送致に係りますタクシー代、開票所でのハイテーブルを使用しましたので、ハイテーブルの借上料となっております。

続きまして、4目県議会議員選挙執行費でございます。

これにつきましては、予定されておりました4月10日に執行というふうになっておりましたが、震災によりまして延期されまして、平成23年度へ繰り越しというふうになってございます。昨日開催されました宮城県選挙管理委員会の方から連絡がございまして、11月4日告示、11月13日執行するという決定の連絡の旨が入っております。

続きまして、5項1目統計調査費でございます。

10月1日に実施をいたしました5年ごとの国勢調査、それから工業統計調査、経済センサス、農林業のセンサス等に要した費用でございます。

主な施策の成果に関する説明書は47ページでございます。

5年に一度行われております国勢調査の結果につきましては、速報値といたしまして、人口が2万4,897人、世帯数では8,032世帯となっております。これは前回調査をいたしました平成17年と比較いたしまして、人口で388人増、世帯数で58世帯の増となっております。

主な支出でございます。

1節につきましては、国勢調査員112人、指導員17人、それから工業統計調査の調査員5人への報酬となっております。

8節につきましては、国勢調査における不動産業者、アパートの所有者の方へ情報提供ということでお願いをしまして、その謝礼を行っております。

9節につきましては、国勢調査における調査票提出のための旅費でございます。

11節につきましては、消耗品、会議用のお茶代等でございます。

12節につきましては、国勢調査員との連絡用の通信費用でございます。

14節でございますが、国勢調査時に住宅地図でプロットして、その地図を使用しておりますので、住宅地図使用のデータの使用料でございます。

19節につきましては、宮城県統計協会への負担金及び大和町統計調査員協議会の報奨金となっております。

続きまして、44ページをお願いいたします。

6項1目の監査委員費でございます。

主な施策の成果に関する説明書につきましては、47ページもあわせてご参照お願いいたします。

監査委員費につきましては、監査委員、職員の人件費及び各種会計の監査に要する経費でございまして、例月出納検査、随時監査、定期監査、各種会計の決算審査、財政援助団体に対する監査、そのほか研修会の参加費用となっております。

1節及び9節につきましては、監査委員2名の報酬及び費用弁償でございます。

19節につきましては、宮城黒川地方監査委員協議会への負担金でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）

続きまして、3款民生費でございます。

1項1目の社会福祉総務費につきましては、社会福祉協議会及び民生委員会への支援業務並びに生活保護事務、福祉道路及びセラピー広場の管理に要した費用でございます。

1節につきましては、民生委員の準備会の報酬でございます。

7節につきましては、セラピー広場の清掃賃金でございます。

8節、9節につきましては、民生委員会準備会の委員の謝礼及び費用弁償でございます。

12節につきましては、自動車の共済費用でございます。

14節につきましては、福祉道路の借上料でございます。

19節につきましては、社会福祉協議会補助、民生委員協議会補助、ボランティアセンター等の補助でございます。

20節につきましては、災害見舞金、火災2件でございます。

25節につきましては、長寿社会対策基金への積み立てでございます。

27節につきましては自動車重量税、28節につきましては、国民健康保険事業特別会計への繰出金でございます。

続きまして、2目老人福祉費でございます。

主要な施策の成果の説明は、48ページからでございますので、参考までお願いいたします。

この業務につきましては、地域福祉活性化、いきいきサロン事業、老人クラブの支援、大和町シルバー人材センターへの支援、敬老会業務、高齢者生活支援業務が主な業務でございます。

8節につきましては、敬老会時の記念品及びアトラクション等の謝礼でございます。

11節につきましては、敬老会の際の食料費及び名簿の印刷代等でございます。

13節につきましては、寝具乾燥サービス、軽度の生活支援に要した費用でございます。

19節につきましては、いきいきサロンの補助、シルバー人材センター等への補助でございます。

20節につきましては、養護老人ホーム入所者5名分の措置費用、及び介護保険用品の購入助成、80歳以上の敬老者の皆さんの敬老祝金等でございます。

次のページ、お願いいたします。

28節につきましては、介護保険特別会計への繰出金でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
町民課長内海賢一君。

町民課長 （内海賢一君）

3目は国民年金事務に係る経費であります。あわせて、主要な施策の成果に関する説明書の50ページをご参照願います。

11節需用費は、啓発用パンフレットなどであります。

12節は、郵便後納料金であります。

19節は、日本国民年金協会への負担金であります。

議 長 （大須賀 啓君）
保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）

続きまして、4目障害者福祉費でございます。

これにつきましては、成果の説明資料50ページをご参考をお願いいたします。

この業務につきましては、身体障害者への支援業務及び介護給付の扶助、並びに精神障害者小規模作業所運営等に要した費用でございます。

7節につきましては、障害の程度区分認定調査のための賃金でございます。

8節につきましては、身体・知的障害者の相談員、心理カウンセラー等の報酬でございます。

12節につきましては、障害程度の区分認定医師の意見書代、国民健康保

除連合会の審査手数料等でございます。

13節につきましては、障害者相談支援業務の委託並びに小規模作業所の運営委託でございます。

14節につきましては、障害福祉サービスシステムの借上料でございます。

18節につきましては、地域活動支援センター、ことし4月から始まりました、等への備品でございまして、机、キャビ等でございます。

19節につきましては、知的障害者の通園負担金、通所サービス利用促進事業補助金でございます。

20節につきましては、介護給付費、補装具等でございます。

次のページでございます。

23節につきましては、21年度の国・県の過払い負担金に対して返還したものでございます。

続きまして、5目ひだまりの丘管理費でございます。

これにつきましては、ひだまりの丘の管理運営に要した費用でございまして、施策の説明資料53ページをあわせてお願いいたします。

7節は、除草剤の散布賃金でございます。

11節につきましては、ボイラー等光熱水費でございます。

12節につきましては、ひだまりの丘施設保険料、水質検査料でございます。

13節につきましては、ひだまりの丘施設管理委託料6件分でございます。

14節につきましては、NHKの放送受信料でございます。

15節につきましては、ひだまりの丘の浴場の修繕、それから監視カメラ整備でございましたけれども、これにつきましては繰り越しいたしました。

19節につきましては、防火管理者協議会の負担金でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民課長内海賢一君。

町民課長 （内海賢一君）

6目は後期高齢者医療事務に要した経費であります。

19節は、後期高齢者広域連合への町村負担金であります。

28節は、特別会計への繰出金であります。

48ページをお開き願います。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、児童遊園管理業務、次世代育成事業、子ども手当、児童手当、乳幼児、身障者医療費の助成事業に要した経費であります。

主要な施策の成果に関する説明書は、54ページになります。

7節は、下町・鶴巢山田・舞野・セラピー広場等の児童遊園等の清掃作業員の賃金であります。

8節は、幼児ことばの教室講師謝礼、次世代育成支援対策地域協議会委員報奨金、次世代育成事業大きくなあれ訪問研修会の講師謝礼であります。

9節は、次世代育成支援対策地域協議会委員費用弁償であります。

11節は、下町・下草・舞野の児童遊園の水道料、電気料、修繕費、消耗品並びに次世代育成支援対策用事務費及び乳幼児・心身障害者医療費、子ども手当の事務費等であります。

12節は、子ども手当、乳幼児・心身障害者医療費の通信運搬費及び児童手当の通信費であります。

13節は、乳幼児医療費審査手数料等、国保連合会への委託費並びに子ども手当管理システム開発業務委託費であります。

19節は、子育て支援サークルサポート事業への補助金並びに健やかな子どもをはぐくむ大和町民会議補助金等であります。

20節につきましては、乳幼児・心身障害者医療費助成金であります。

2目児童措置費につきましては、子ども手当支給事業費、児童手当支給事業費、誕生祝い事業費に係る経費であります。

11節、12節が、祝詞を贈呈しています誕生祝い事業費の事務経費であります。

20節は、児童手当・子ども手当の支給費用であります。

23節は、児童手当に係る償還金であります。

3目母子福祉費は、母子・父子家庭医療費助成業務経費であります。

12節は通信運搬費、19節は大和町母子福祉会への運営補助金でございます。

20節は、母子・父子家庭医療費助成費であります。対象者は552人、延べ1,453件となっております。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）

続きまして、4目の保育所費でございます。

これにつきましては、保育所の運営管理に要した費用でございます、大和町保育所・もみじヶ丘保育所等に要した費用でございます。

主要な施策の56ページをあわせてご参照お願いいたします。

1節につきましては、保育所の嘱託医師の報酬でございます、内科・歯科、歯医者さんの報酬でございます。

7節につきましては、臨時保育士の賃金でございます。37名分でございます。

8節につきましては、保育所の入所式、退所式並びに運動会に要しました記念品、賞品等でございます。

11節につきましては、保育所の消耗品、光熱水費、修繕費、賄い材料代等でございます。

12節につきましては、電話料のほか暖房機等点検手数料でございます。

13節につきましては、除草、消防設備の警備委託でございます。

14節につきましては、遠足のバス代、保育業務のシステムのリース代等でございます。

15節につきましては、大和町保育所の屋根塗装工事費用でございます。

18節につきましては、ワイヤレスCDプレーヤー、保育室用のカーペット代でございます。

19節につきましては、菜の花保育園の施設整備の補助金、及び認可外保育園の補助金2カ所分でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

次、5目児童館費になります。

児童館費につきましては、吉岡児童館ほか児童館の管理運営に要した費用で、主要な施策の成果に関する説明書は、57ページになります。

1節につきましては、6児童館の児童館運営協議会に開催に伴う委員報酬であります。

50ページをお願いいたします。

7節は、臨時児童構成員延べ22名と用務員2名、児童学習支援員8名の賃金であります。

8節につきましては、各児童館における幼児教育や特別事業等の開催における講師謝金であります。

11節につきましては、事務用照合品、教材費、光熱費が主なものとなっております。

12節につきましては、電話代、火災保険料、子供傷害保険料などあります。

13節につきましては、もみじヶ丘児童館の清掃業務委託、自動ドアの保守点検委託並びに警備委託等がございます。

14節につきましては、児童館行事の遠足等におけるバス借上料であります。

18節につきましては、もみじヶ丘児童館小野小分室開催に当たりましての必要備品を購入したものであります。

19節につきましては、四つの児童館の地域活動連絡協議会、通称母親クラブと言っておりますけれども、ここに対する補助金と宮城県児童館連絡協議会等に対する負担金であります。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）

続きまして、4款衛生費1項1目保健衛生総務費につきましては、黒川地域行政事務組合、黒川病院事業への負担金ほか母子健康手帳、妊婦健診、乳幼児、1歳児、3歳児の健診並びに栄養改善の推進、献血、自殺対策、地区健康まつり、健康たいわ21等の事業に要した費用でございます。

1節につきましては、食育推進会議委員の報酬でございます。

次のページ、7節につきましては、各種健診に当たりましての保健師、看護師、栄養士、助産師等の賃金でございます。

8節につきましては、健康推進委員の報酬及び各種健診の謝礼でございます。

9節の旅費につきましては、食育推進委員会議、健康たいわ21推進会議委員の費用弁償でございます。

13節につきましては、在宅当番医、乳児・妊婦健診の委託、自殺予防対策の看板設置等でございます。

14節につきましては、保健推進委員研修用のバス借り上げ、食生活改善推進委員の研修用のバス借り上げ等でございます。

18節につきましては、幼児の健診用の身長計の購入代金でございます。

19節につきましては、黒川地域行政事務組合の負担金、保健推進委員会の補助金、里帰り妊婦健診への助成金等でございます。

24節につきましては、簡易水道に要します簡易水道の償還金等へ充当しますための出資金でございます。

28節の繰出金につきましては、水道事業会計及び戸別合併処理浄化槽会計への繰出金でございます。

続きまして、2目予防費でございます。

予防費につきましては、主要な施策の63ページをあわせてご参照願います。

予防費につきましては、感染症の予防事業としまして新型インフルエンザ対策、各種予防接種事業及び各種健康診査、健康教室、相談業務に要した費用でございます。

7節の賃金につきましては、予防接種時、健診時の看護師、保健師等の賃金でございます。

8節につきましては、予防接種時の医師への報酬、健康調査被害委員会への報酬等でございます。

11節につきましては、予防接種の薬剤費用並びに受診表印刷、各種パンフレット代等でございます。

12節につきましては、各種健診の受診表の郵送料でございます。

13節につきましては、各種予防接種委託料、各種健診、がん検診等の委託料でございます。

次のページ、お願いします。

19節につきましては、新型インフルエンザワクチン接種に際しまして償還払いをごさいますして、黒川郡以外で接種された方、仙台市医師会、塩釜医師会等への償還払い等をごさいます。以上をごさいます。

議長 （大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

続きまして、3目環境衛生費につきましてご説明申し上げます。

環境美化の推進、ごみ不法投棄防止事業、公衆衛生活動事業、環境計画推進事業、公害対策事業、有害鳥獣対策事業、狂犬病予防事業に要した経費を支出したものでごさいます。

実施概況につきましては、主要な施策の説明資料の66ページから67ページをご参照いただきたいと思います。

8節報償費につきましては、環境美化推進員60名への謝金、環境ポスターコンクール出展者への記念品代をごさいます。

11節につきましては、防疫薬剤のほか事務消耗品をごさいます。印刷製本費は狂犬病予防集合注射周知用はがき印刷代、修繕料につきましては消毒機械の修繕料をごさいます。

12節役務費につきましては、通信費、あと公用車の損害保険料をごさいます。

13節委託料につきましては、臨時粗大ごみ運搬処理、不法投棄ごみ処理業務、不法投棄監視パトロール及び撤去作業業務、河川水質検査業務、狂犬病予防集合注射業務委託料をごさいます。

14節使用料及び賃借料につきましては、狂犬病予防注射会場の借り上げをごさいます。

18節備品購入費につきましては、防疫薬剤散布機械の購入費をごさいます。

19節につきましては、町の有害鳥獣被害対策協議会負担金及び町の環境衛生組合連合会等への補助金をごさいます。

続きまして、4款2項1目廃棄物処理費につきまして、ご説明申し上げます。

ます。

一般廃棄物処理業、資源回収処理事業、生ごみ処理機械購入者への助成、環境美化施設整備補助及び山田ごみ埋め立て場の維持管理に要した経費でございます。

実施概況につきましては、主な施策の方の説明資料の68ページから69ページをご参照いただきたいと思います。

支出の主なものでございますが、8節報償費につきましては39団体に対する資源回収の奨励金でございます。

11節需用費につきましては、ごみ収集計画表、廃棄物搬入申請書等の印刷代等でございます。

13節委託料につきましては、一般廃棄物収集運搬業務及び山田埋め立て場の除草業務委託料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、し尿処理、ごみ処理、最終処分場の運営経費の黒川地域行政事務組合への負担金のほか、生ごみ処理機等の購入補助、及びクリーンステーションの整備補助金でございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

5款農林水産業費につきまして、ご説明申し上げます。

5款1項1目農業委員会費でございます。

成果に関する説明書は70ページから71ページの方をご参照いただきます。

農業委員会費につきましては、農業委員会の定例会の開催と農業委員の活動に要した費用、後継者対策としての結婚相談活動及び農業者年金事務等に要した経費でございます。

主なものとしたしまして、7節は農業者年金の台帳整備補助賃金、8節は結婚アドバイザーへの謝礼、9節は農業委員の費用弁償及び旅費でございます。

次のページ、54ページでございます。

14節につきましては、農業委員会等研修会等の車借上料でございます。

19節につきましては、県農業会議への負担金のほか、認定農業者連絡会、町農業者年金加入者協議会への補助が主なものでございます。

議長 （大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

続きまして、農業総務費につきまして、ご説明申し上げます。

これにつきましては、町民研修センター、宮床基幹集落センター、吉田並びに落合ふるさとセンターの施設管理及び宮床ふれあい農園等に要した経費でございます。

実施概況につきましては、主な施策の方の説明資料の71ページをごらんいただきたいと思っております。

支出の主なものでございますが、7節賃金につきましては、宮床基幹集落センター等の清掃賃金でございます。

11節需用費につきましては、各施設の光熱水費及び修繕料でございます。

12節役務費につきましては、通信費及び施設の火災保険料分でございます。

13節委託料につきましては、町民研修センター窓口業務及び日直巡視業務、清掃業務及び防火設備等の保守点検業務等の委託料、及びふれあい農園の管理委託料でございます。

19節は、社団法人宮城原種苗センターと鳴瀬川水系サケマス増殖協会への負担金でございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

続きまして、3目農業振興費でございます。

説明資料の方は、72ページから73ページの方をご参照いただきます。

農業の振興、農業経営改善支援等に要した費用でございます。

55ページでございます。

14節は、認定農業者連絡会視察研修のバス借上料でございます。

19節は、農地・水・環境保全向上対策に係る町負担金。補助金としましては、制度資金の利子補給金、黒川農作物病害虫防除対策協議会の助成金、大和産業まつり、中山間地域等直接支払の交付金、農地等環境保全対策事業、リースハウス事業への支援ほかでございます。

続きまして、4目畜産業費でございます。

説明資料の方につきましては、73ページでございます。

町畜産振興協議会を通じました畜産農家への口蹄疫予防対策等の支援のほか、町肉用牛元牛保留促進特別事業の経費となっております。

主なものといたしましては、19節町畜産振興協議会への負担金。補助金として、町肉用牛元牛保留促進特別事業補助金、繰り越し事業としての飼料高騰対策緊急支援事業助成が主なものでございます。

25節は、高齢者等肉用牛貸付基金への積み立てでございます。

続きまして、5目農地費でございます。

説明資料の方につきましては、73ページでございます。

経営土地改良事業によるため池整備、王城寺原演習場周辺障害防止対策事業等に要した費用でございます。

主なものといたしましては、11節はもみじヶ丘ため池フェンス修繕に係るものや、農道新舞野大橋電気料に係る費用。

13節は、町地盤図データ整備の前払い金でございます。

次、56ページをお願いいたします。

15節はもみじヶ丘ため池バリカー設置工事代、16節は農道用補修の碎石代、19節は吉田川流域ため池組合負担金及び経営事業としての勝負沢ため池整備、及び八志田堰用水路整備事業ほかの負担金。補助金として、大和町土地改良区への排水機場洪水調整事業への助成となっております。

28節は農業集落排水事業会計への繰り出しでございます。

6目水田農業構造改革対策費でございますが、説明資料の方につきましては、74ページから75ページでございます。

戸別所得補償モデル対策に基づく水田農業ビジョンに沿った米づくり、及び転作推進に要した費用でございます。

14節は水田台帳管理システムリース料、水田農業視察研修の際のバス借上料でございます。

19節につきましては、水田協議会への交付金のほか、転作機械購入、集団転作組合事務費等補助が主なものとなっております。

2項1目林業振興費でございます。

説明資料の方は、75ページをご参照願います。

林業の振興、森林整備、森林病虫害対策等に要した費用でございます。

57ページでございます。

13節は森林管理巡視員の業務委託及び林道除草業のほか、松くい虫被害木等伐採、蛇石せせらぎの森維持管理業務委託等でございます。

15節は、林道石塚線横断溝の設置工事、林道赤崩線修繕工事に係るもの。

19節は、県林業振興協会ほかへの負担金及び民有林育成対策推進事業、森林保全推進事業補助金、森林地域活動支援交付金が主なものでございます。

6款1項1目商工総務費でございます。

説明資料の方につきましては、76ページでございます。

商工総務費につきましては、人件費等管理事務に要した費用でございます。

2目商工振興費でございます。

説明資料の方につきましては、76ページから78ページまででございます。

商工振興費は、中小企業振興資金の融資、商店街担い手支援及び商工会の支援の助成のほか、企業誘致活動等に要した費用でございます。

7節は仙台北部中核工業団地内の中央公園散策路除草に係る賃金、9節は企業訪問、企業立地セミナー等の参加旅費でございます。

11節は、企業案内看板の修繕、企業等懇話会の開催費用でございます。

次、58ページでございます。

14節は高速道路の使用料、19節は中小企業振興資金信用保証料でございます。それから、仙台北部中核都市建設連絡協議会の負担金のほか、町商工会への事業費補助金、割増商品券の発行事業への助成、まるごと市実行委員会の商店街担い手支援事業の支援、商店街にぎわいづくり事業への支援、中小企業振興資金利子補給金、企業立地奨励金1件、用地取得奨励金1件、早期操業促進奨励金1件の奨励金の支出、新エネルギー利用促進助成金ほか助成金でございます。

21節は中小企業振興資金の預託金、22節は損失補償金の支出でございます。

すが、支出はございません。

3目観光費でございます。

説明資料は78ページから79ページでございます。

船形山・七ツ森・南川ダムを主軸としまして、周辺観光施設を利用した自然型観光の推進、大和町観光物産協会への支援、まほろば夏まつり、その他施設の管理に要した費用でございます。

7節は、升沢避難小屋や旗坂野営場管理などに係る賃金。

11節は、各種イベント開催に係る消耗品。観光パンフレット印刷代などでございます。

12節は、各種施設建物共済分担金やはんてんのクリーニング代に係るもの。

13節は、公営施設等管理業務の委託に係るもの。

14節は高速道路使用料、18節はイメージキャラクター着ぐるみ代、19節は宮城県観光連盟会費のほか、各種団体の負担金及び大和町観光物産協会並びにまほろばまつり実行委員会への助成等が主なものになってございます。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

続きまして、7款土木費でございますが、1款1項土木総務費でございます。

説明資料につきましては、80ページからになります。

決算書の59ページの方から説明させていただきます。

11節需用費につきましては、法令の追録代、参考図書のほか、用地説明会時のお茶代等に要したものでございます。

12節役務費でございますが、岩川2号ため池の用地の寄附に伴う、土地測量調査業務に要したものでございます。

13節委託料につきましては、道路台帳作成に係る前払い及び境界回復設置請求事件、高裁における弁護士費用でございます。

それで、町民から町道に接する境界票について再設置するよう、町を相

手に控訴されたものでありますが、その請求について棄却されたところでございます。

14節使用料につきましては、仙台法務局用務の際の駐車料金でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、県道路協会ほか13の協会団体等への負担金でございます。

2項1目道路維持費でございますが、町道の修繕、側溝修繕あるいは舗装修繕、街路樹の剪定や除草、除雪等の町道維持管理用公用車の管理費に要するもの、あわせてせせらぎ水路の管理に要したものでございます。

7節賃金につきましては、山間部の町道42路線、延長が46キロでございますが、これについて地元15地区に年2回の除草をお願いしているものでございます。その他町道の補修や側溝清掃等に要したものでございます。

11節需用費につきましては、道路の修繕のほか街路灯の電気料、せせらぎ水路の電気、水道料、公用車両の修繕費に要したものでございます。

12節役務費につきましては、車両の保険料及び通信運搬費、これはせせらぎ水路の機械設備の異常通報の電話回線の回線費、電話料でございます。

13節委託料につきましては、除雪融雪業務、除草業務、街路樹の剪定業務及び仙台北部中核工業団地内企業案内看板修正業務、それから天皇寺地区現況排水施設調査等に要したものでございます。

15節の工事請負費は、地域活性化臨時交付金事業により、平成21年度から繰り越した宮床小野線ほか7線の側溝修繕や舗装修繕、橋りょう修繕、道路修繕工事等を行ったものでございます。

16節の原材料費につきましては、碎石やアスファルト保護剤、グレーチング等、道路維持補修材料費のほか、融雪剤の購入に要したものでございます。

27節公課費につきましては、所有車両5台分の重量税でございます。

続きまして、60ページをお開きをいただきたいと思います。

説明資料は81ページからでございます。

2目の道路新設改良費でございますが、これにつきましては道路改良舗装工事に要したものでございまして、主に国土交通省補助、防衛省補助事業関連でございます。

7節賃金につきましては、臨時職員の賃金。

12節役務費につきましては、役務費の手数料につきましては用地買収に伴う土地調査測量、不動産鑑定、登記業務に要したものでございます。

13節委託料につきましては、吉田落合線、中屋敷一番線の土地調査測量業務及び不動産鑑定業務に要したものの、また平成21年度から繰り越しておりました吉田落合線の道路詳細設計業務につきましては、昨年12月に同路線の路線測量及び用地測量業務については、本年1月に完了をしてございます。単独事業では、町道高田線ほか3線の道路補修調査業及び三ヶ内大角線ほか1線の道路測量及び道路詳細設計業務を行っておりますが、三ヶ内大角線ほか1線につきましては、震災により繰り越しをいたしております。

14節使用料及び賃借料でございますが、町道山下大沢線仮設道路敷地道路敷使用料ほか升沢線ほか3線の土地使用料、及び土木積算システムリース料、図面コピー機リース料でございます。

15節工事請負費は、国土交通省補助事業では吉田落合線の道路改良工事、防衛補助事業では馬場後石高線、中屋敷一番線、上舞野線ほか1線の道路改良舗装工事に係るものでありますが、震災により工事はすべて23年度に繰り越しをしてございます。また、平成21年度から繰り越しをしました蒜袋相川線道路改良工事につきましては、昨年、平成22年4月に完了しております。

17節の公有財産購入費につきましては、吉田落合線と中屋敷一番線の道路改良工事に伴う用地買収に要したものでございます。

22節の補償補填及び賠償金でございますが、馬場後石高線、中町下町線の配水管移設工事の補償及び中屋敷一番線馬場後石高線の支障電柱移設等に要したものでございます。

続きまして、3目の橋りょう維持費でございます。

13節の委託料につきましては、樋場橋の支障雑竹木の除去業務を下桧和田地区に委託したものでございます。

4目の交通安全施設整備事業費の15節工事請負費につきましては、交通安全工事として下町裏道線ほか3線の区画線やガードレールの設置工事を行ったものでございます。

16節の原材料費は、カーブミラー、ガードレール反射体、反射式立て看板等を購入したものでございます。

3項1目の河川費でございますが、河川の維持管理に要した経費でございます。7節賃金につきましては、準用河川明ヶ沢川、小西川の稼働浚渫作業、及び三峰防災調整地の除草作業に要したものでございます。

11節の需用費につきましては、小西川右岸樋門の電気料でございます。

13節委託料は、洞掘川の除草作業を洞掘川河川愛護会に委託しておりますが、その委託料及び西川樵樋管操作管理を大崎地区に委託したものでございます。

16節の原材料費につきましては、オイル吸着マットを購入したものでございます。

それから、18節の備品購入費でございますが、オイルフェンス20メートルを購入したものでございます。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、河川愛護作業に対しまして、大和町河川愛護会に補助したもので、実施状況につきましては附属資料の81ページの記載のとおりでございます。

続きまして、4項1目の都市計画総務費でございます。

この1節報酬及び9節旅費につきましては、都市計画審議会、3回開催しておりますので、その経費でございます。

11節需用費につきましては、図書購入及び審査会開催等に要したものでございます。

決算書の62ページをお開きをいただきます。

13節の委託料につきましては、都市計画マスタープラン策定業務に要したものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、都市計画協会ほか2団体への負担金でございます。

25節の積立金につきましては、都市整備基金への利子積立金でございます。

2目の土地区画整理費でございますが、これにつきましては、吉岡南第二土地区画整理事業及び大和インター周辺土地区画整理事業に要する経費で、21節貸付金につきましては2土地区画整理組合に対しまして、それぞれ5,000万円の無利子融資を行ったものでございます。

3目の下水道費の28節繰出金につきましては、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

4目の公園費でございますが、都市公園29カ所、それから都市緑地8カ所、緑道ほか6カ所の公園等の維持管理に要したものでございます。

7節賃金につきましては、吉岡東公園の除草清掃作業の人夫賃、11節需用費は南五福院公園ほか5公園の街路灯の電気料、水道料のほか遊具やトイレの修繕、除草剤購入等に要したものでございます。

12節役務費は、公園遊具点検及びトイレ、あずまやの建物火災共済金及び吉岡東公園ほか10公園の水道の開栓手数料、それから公園遊具点検手数料に要したものでございます。

13節委託料につきましては、株式会社大和町地域振興公社への都市公園指定管理委託料及び随意契約分の委託料、もみじヶ丘3号公園ほか5公園の地元と地区への委託料でございます。

15節工事請負費につきましては、天皇寺公園ともみじヶ丘2号公園の遊具の撤去、設置に要したものでございます。

19節負担金及び交付金につきましては、みちのく湖畔公園事業負担金のほか、日本公園緑地協会への負担金でございます。

5項1目住宅管理費でございますが、木造住宅72戸、アパート7棟140戸合わせまして212戸の維持管理に要したものでございます。

7節賃金につきましては、西原第三住宅空き家周辺の除草及び側溝清掃等に要したものでございます。

11節需用費につきましては、住宅の雨漏り修繕、排水回りの修繕、電気設備の修繕、下町住宅2号棟の高架水槽の外面の塗装修繕等に要したものでございます。

12節役務費につきましては、住宅の火災保険料及びアパートの受水槽、給水施設検査手数料、高額滞納者に対する不動産明け渡し執行事件、動産執行事件の強制執行に関する経費でございます。

13節委託料につきましては、受水槽の清掃委託及び蔵下住宅周辺の樹木の伐採業務に要したものでございます。

14節の使用料でございますが、賃借料であります、下小路住宅の借地料でございます。

15節の工事請負費につきましては、地域活性化臨時交付金事業により、蔵下住宅2号棟の屋上防水修繕工事を行ったほか、下町住宅の高架水槽架台の修繕工事、木造住宅5棟の解体工事を行ったものでございます。

16節の原材料でございますが、水道メーターの購入、それから震災に伴う住宅用補修用の合材の購入等に要したものでございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

続きまして、8款消防費でございます。

主な施策の成果に関する説明書は83ページでございますので、あわせてご参照お願いをいたします。

1項1日常備費消防費につきましては、19節の黒川地域行政事務組合の負担金となっており、消防体制の整備によりまして消防防災力の強化を図っておるものでございます。

続きまして、2目非常備消防費につきましては、消防活動の強化を図るため、夏季演習・操法訓練等を実施をいたしております。また、火災等の発生等の未然防止のため、防火査察、春秋の特別警戒、山林警ら等を実施をいたしております。

主な支出品目でございますが、1節及び9節につきましては団長ほか549名の団員の報酬、出勤費の費用弁償、消防団員の研修の費用弁償等でございます。

8節につきましては、団員表彰の際の記念バッジ代でございます。

続きまして、64ページをお願いをいたします。

11節需用費につきましては、団員服の夏季演習用の団員の服の購入代、それから夏季演習用の資材の購入代、団員の装備備品の購入ほか消耗品代となっております。

14節でございます。消防演習及び火災出動時における小型動力ポンプの搬送のための車の借上料でございます。

19節につきましては、宮城県市町村非常勤消防団員の補償組合等への各種負担金のほか、大和町婦人防火クラブ連合会運営事業費の補助金でございます。

3目消防施設費でございます。

消防自動車、その他消防施設の維持管理に要する費用及び防火水槽の設置に係る工事費、消防ポンプ庫新築工事に要した経費でございます。

なお、ちょうど馬場後石高線ほか1線の防火水槽設置工事につきましては、平成23年度へ一部繰り越しとしてございます。

11節につきましては、防火水槽の金網等の修理代、消防自動車の車検時の修理代、燃料代等でございます。

12節につきましては、消防自動車の共済の分担金、自賠責の保険料でございます。

13節につきましては、消防団無線機設備の保守点検料、それから免許の再申請の業務の委託料でございます。

15節の工事請負費でございますが、町道馬場後石高線ほか1線への防火水槽の設置の工事でございます。そして、消防団第4分団第3部大平上班のポンプ庫の新築工事と消防標識の修繕工事でございます。

19節につきましては、黒川消防署前の消火栓の設置の負担金ほか、消火栓移設に伴います負担金でございます。

続きまして、4目水防費でございます。

水防費につきましては、重要水防箇所点検及び水防団資材購入に要した費用でございます。水防体制の整備強化を図っておるものでございます。

9節につきましては、水防団出動に対する費用弁償、11節につきましては水防倉庫に係る電気料代ほか、消耗品等でございます。

12節につきましては、災害時優先電話の電話使用料でございます。

続きまして、5目災害対策費でございます。

非常時に備えました防災行政無線等の整備、それから落合地区で行われました地域防災訓練に要した費用、自主防災組織への資材の提供、木造住宅耐震診断事業等の費用でございます。

11節につきましては、自主防災組織への貸与品の購入、備蓄倉庫への備蓄の食料代の購入、防水シート、吸着マットの購入代等でございます。

12節につきましては、地域衛星通信ネットワークの衛星電話の使用料、地域防災訓練時の消火器の詰めかえ手数料等でございます。

申しわけございません、すみません、12節については役務費、13節については防災無線の移動計の再免許の申請委託料及び防災無線設備の保守点検料ほか、木造住宅耐震診断の助成事業の3件分の委託料でございます。

14節につきましては防災無線の電話柱への添架料、15節につきましては国民保護法によりますJアラートの対応のための全国瞬時警報システムの整備工事費でございます。

18節につきましては、自主防災組織への資材購入としての発電機3台分の購入代でございます。

19節につきましては、宮城県地域衛星通信ネットワークの無線局管理負担金ほか、電波の使用料金でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

本日はこれで説明を終わりにしたいと思います。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、あすの午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後3時27分 延 会